

SDGs達成に向けた 日本への処方箋



POST2015[→]

Project On Sustainability Transformation beyond 2015

POST2015プロジェクト <http://www.post2015.jp/>

はじめに

Preface

S-11 持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究(POST2015 プロジェクト)

2015年をもって、ミレニアム開発目標(MDGs)が期限を迎えるにあたり、ポスト2015年開発アジェンダや持続可能な開発目標(SDGs)をめぐる国際的な議論が高まっています。そこで「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合的研究(POST2015プロジェクト)」では、この論議に対して可能な限りあらゆる方面から研究を行い、持続可能な世界の実現に知的貢献することを目指しています。本プロジェクトは、2013年度から2015年度までの3年間、環境省環境研究総合推進費の支援により実施されています。



プロジェクトリーダーからのメッセージ

2015年9月の国連総会で、「Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development (我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ)」が採択されました。その中心を占めているのが、17の目標と169のターゲットで示される「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)」です。2030年へ向けた世界目標は、今後その進捗が様々な指標により測られることになります。

SDGsは2015年を目標年としたミレニアム開発目標(Millennium Development Goals, MDGs)の後を継ぐ国際目標になります。貧困の撲滅を第一の目標に、8つの目標を掲げたMDGsが2015年までに達成出来なかった課題にチャレンジすることになります。

しかし、MDGsが策定された2000年から2015年までには、世界の状態にも大きな変化があり、貧困を撲滅するためには、環境問題や社会問題を解決する必要があることがわかつてきました。環境悪化によって干ばつが起こると、貧困状態にある人々は貧困から抜け出せなくなります。気候変動の影響で食料生産のパターンが変わると、ただでさえ飢餓状態にある地域に追い打ちをかけることになります。あるいは、格差解消のための対策が取られていないと、国全体のGDPは上がっても、一向に貧困問題は解決できません。わかつてきたのは、経済、社会、環境問題は非常に複雑に絡み合っており、統合的に問題を解決することが必要になってきた、ということです。

SDGsはこうした課題にチャレンジする必要性から生まれてきました。

MDGsとSDGsとの大きな違いのひとつは、SDGsは地球上のすべての国々や人々を対象にしているという点です。そのためには、国連レベルでの目標があるだけでは不十分です。世界全体で目指すところは国連レベルで示した上で、各国や地域の特徴に合わせたターゲットや実施方法を考える必要があります。つまり、国レベルや地域レベルでSDGsにどのように対処すれば良いのか、目標を達成するための、個別文脈に沿った処方箋が必要なのです。もちろんそれは、国連レベルの目標を曖昧にしたり、緩くしたりするものではありません。

こうした認識のもと、私たちのプロジェクトでは、SDGsを日本で実施していくための処方箋を考えました。この報告書に示しているのは、私たちの研究基盤の上に立って、日本の課題とSDGsの課題とを照らし合わせて考えた、日本のためのSDGsの処方箋です。現在の日本の政策枠組や政策課題を考え、その視点からSDGsを眺め、また逆に、SDGsの視点から日本を眺めたときに、何をどうすれば日本の課題解決とSDGsの目標を同時に達成できるか、ということに関するヒントです。ここに示す処方箋のようなアプローチで考えることが、日本の政策とSDGsとのすりあわせに役立つのではないかと考えています。いわば、日本の政策をSDGsという世界標準に結びつけるための処方箋といって良いでしょう。

日本の既存政策も、SDGsに関連の深い政策がたくさんあります。ただ、例えば2020年の目標があっても、2030年の目標がないものもあります。あるいは、どのような政策目標を掲げるべきなのか、すでに議論が起きていいながらまだ決まっていないものもある。あるいは、これから議論をしていくべきこともあります。世界全体での目標が書かれているときに、日本はその中でどれだけの目標をもつべきかについても、世界中の日本の役割や責任などを勘案し、議論をする必要があります。そうしたターゲットについては、Xで示しました(X%, X人、など)。Xがついているものは、これから議論をし、目標を国内で決めていく必要があるものです。その際の道標になるべきものがSDGsであり、議論をする際の進め方は、本処方箋の「ガバナンス」のところに記載されています。

処方箋を実施する前提として、副作用が起きないよう、留意する必要があります。例えば、食料安全保障に貢献することはSDGs達成に貢献することになりますが、そのために温室効果ガスの排出を増やしてしまうと、副作用が起きてしまいます。副作用がおきないようにするためにには、そのためのエネルギー源を再生可能エネルギーとすることも必要になります。こうした点では、SDGsは政策実施のためのチェックリストにもなり得ます。

ここで示されている処方箋がすべて絶対的なものであり、これ以外の処方箋は考えられないというわけではありません。この報告書をきっかけに、SDGsを日本で実施するための前向きな議論が起こることを願っています。



S-11 (POST2015) プロジェクトリーダー
慶應義塾大学

蟹江 憲史

SDGs 達成に向けた日本への処方箋

貧困と格差社会	処方箋 1.1 貧困・労働格差の解消	2
	処方箋 1.2 経済的・社会的格差に起因する新たな課題への対応	3
食料	処方箋 2.1 食料生産における環境負荷の低減	6
	処方箋 2.2 農産品の持続可能性情報へのアクセス	7
	処方箋 2.3 食料の安定供給と地方再生の実現	8
	処方箋 2.4 気候変動への適応と種子・遺伝子の保全	9
健康	処方箋 3.1 健康長寿社会の実現	12
	処方箋 3.2 こころの健康の維持と薬物乱用の防止・治療の促進	13
	処方箋 3.3 感染症の発生・まん延の防止	14
	処方箋 3.4 公平で質の高い医療・介護・福祉サービスの確保	15
教育	処方箋 4.1 質の高い教育・訓練への公正なアクセスの推進	18
	処方箋 4.2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	19
	処方箋 4.3 教育および社会におけるインクルージョンの推進	20
	処方箋 4.4 地球規模課題解決のための高等教育・研究分野の国際競争力の強化と国際協力の推進	21
ジェンダー	処方箋 5.1 男女間の就労機会や賃金格差の解消	24
	処方箋 5.2 女性リーダーの活躍の拡大	25
	処方箋 5.3 男女間の暴力の撤廃と人権の尊重	26
水	処方箋 6.1 あらゆる水リスクへの備えと対応	29
	処方箋 6.2 健全な水循環の維持・確保・拡大と水質の改善	30
	処方箋 6.3 水リテラシーの向上	31
	処方箋 6.4 世界の水問題解決への貢献	32
資源・エネルギー	処方箋 7.1 効率的なエネルギー利用	35
	処方箋 7.2 再生可能エネルギーの普及拡大	36
	処方箋 7.3 エネルギーリテラシーの向上と、エネルギー自治	37
	処方箋 7.4 資源生産性の向上	38
生物多様性	処方箋 8.1 生物多様性の保全	41
ガバナンス	処方箋 9.1 SDGs 達成に向けた制度の構築	44
	処方箋 9.2 SDGs 達成に向けた資金の動員	45

課題別処方箋

貧困と 格差社会 Poverty & Disparity

処方箋1.1 貧困・労働格差の解消

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに日本の相対的貧困率、子ども貧困率をX%以下にする。
 - B. 2020年までにフリーター数を2003年の217万人から124万人以下にし（出典6）、2030年にはX人以下にする。
 - C. 2030年までに、年齢や障害者、男女等の区別なく、同一労働同一賃金を達成する（SDG8.5）。
- a. 2030年までに現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困を、あらゆる場所で終結させる。
 - b. 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国家、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づく適正な政策的枠組みを構築することに貢献する。
 - c. 2020年までに若年雇用のための世界的な戦略を開発・運用し、国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定を実施する。

関連する国連SDGs目標

1.1	1.2	1.b	2.1	5.1
8.1	8.5	8.6	8.7	8.8
8.b	10.1	10.2	10.3	10.4



図 1.1-1 相対的貧困と子ども貧困率の推移

出典：厚生労働省（2014）『平成25年 国民生活基礎調査の概況』より筆者作成

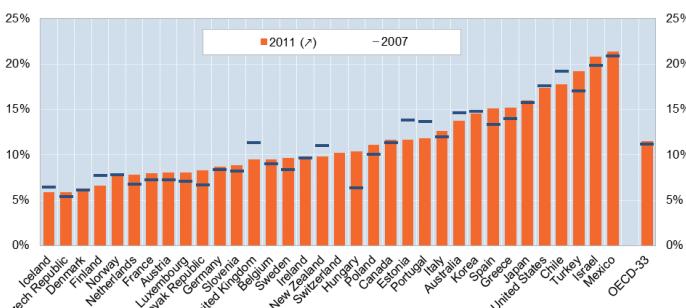


図 1.1-2 OECD諸国の相対的貧困率(2007年、2011年)

出典：OECD (2014) "Income Inequality Update"

現状の課題と処方箋設定の背景

2000年に設定されたミレニアム開発目標で「2015年までに1日1.25ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」という目標が掲げられました。その後、世界において1日1.25ドル未満で生活する人口は大きく減少しました（1990年：19億人から2015年：8.36億人）。

日本国内には、このような、いわゆる「絶対的貧困」の境遇にいる人は限定的であると考えられます。しかし、日本にも日本特有の「貧困」問題があることから目を背けるわけにはいきません。

日本の貧困の状況を表す指標のひとつに相対的貧困があります。相対的貧困率はそれぞれの国や地域、時代によって、「適度な生活水準」は変わってくるとの観点から、経済協力開発機構（OECD）によって開発された指標で、「一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合」で算出されます。我が国における相対的貧困率は2012年で16.1%となっており、年々高まる傾向にあります（図1.1-1）。これはOECDの平均である12%よりもかなり高い値となっています（図1.1-2）。

このような所得格差が拡大している要因のひとつは雇用形態の変化です。最近では安定した仕事に就けず、経済的に自立できないケースが多く見られるようになっています。図1.1-3は雇用形態別の雇用者数（役員除く）の推移をあらわしたものですが、非正規雇用が占める割合は増加傾向にあり、2013年は全雇用者の36.7%を占めています。特に女性は非正規雇用の比率が高いことが指摘されています。

また、図1.1-4はフリーター数の推移をしめしたのですが、ここ数年は横ばいで推移しており、15歳から34歳人口に占めるフリーターの割合は増加傾向にあります。

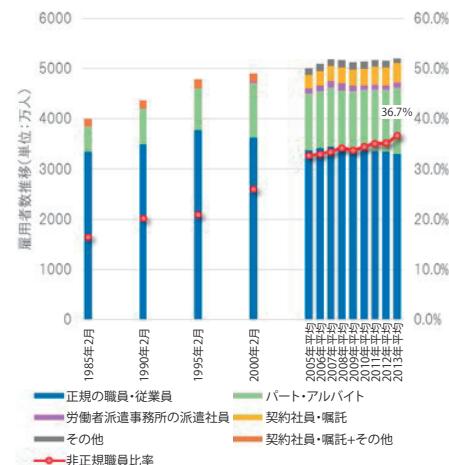


図 1.1-3 雇用形態別（役員を除く）雇用者数の推移

出典：内閣府（2015）『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014』より筆者作成

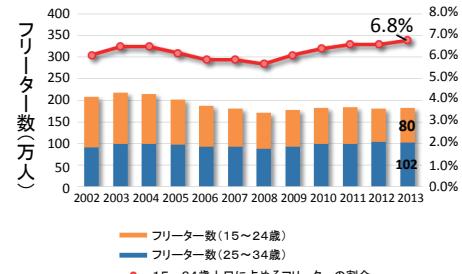


図 1.1-4 フリーター数の推移

出典：内閣府（2015）『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2014』より筆者作成

貧困と 格差社会 Poverty & Disparity

処方箋 1.2 経済的・社会的格差に 起因する新たな課題への対応

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030 年までに経済的・社会的要因によって出産を断念する人をなくす。
- B. 2018 年までに希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする（出典 3）。
- C. 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を現状の 38% から 2020 年までに 55% にし（出典 6）、2030 年に **X%** に高める。
- D. 2030 年までに日本の子ども貧困率を **X%** 以下にする。
 - a. 貧困層および脆弱層に対する社会保障制度の確立を支援する。
 - b. 2030 年までに性と生殖に関するヘルスケアをすべての人々が利用できるよう支援する。
 - c. 財政、資金および社会保障政策をはじめとする政策導入を支援し、平等の拡大に貢献する。
 - d. 2030 年までにすべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
 - e. 2025 年までに児童就労問題（少年兵の徴募や利用を含む）の終焉に貢献する。

関連する国連SDGs目標

1.2	1.3	1.b	2.1	3.7
3.8	4.1	4.2	4.3	5.4
5.6	8.5	8.6	8.7	8.8
10.4	16.9			

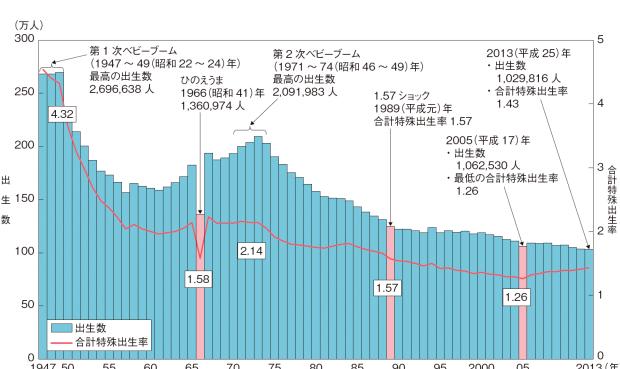


図 1.2-1 日本の合計特殊出生率・出生数推移

出典：内閣府（2015）『平成 27 年版少子化対策白書』

現状の課題と処方箋設定の背景

2010 年から 2030 年までに、我が国は総人口がおよそ 1,000 万人減少すると予想されています（図 1.2-1）。年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者は 23% から 31% に拡大する一方で、経済を支える生産年齢人口（15 から 64 歳までの人口）は 2010 年の 63% から 58% にまで減少すると見込まれています。この傾向はその後も続くと考えられますが、今から 2030 年までの間に様々な対策を講じることによって、人口減少の速度を緩やかにしていかなければなりません。特に地方では高齢化の進行が深刻な地域が多く存在しており、地域間格差も無視できません。

人口減少の背景には、晩婚化の進展やそれに伴う出生率の低下があります。価値観・ライフスタイルの変化がこれらの要因のひとつではありますが、結婚や出産を希望しつつも、経済的・社会的な事情により断念している層が多く存在していることに目を向ける必要があるでしょう。例えば、国立社会保障・人口問題研究所が 2010 年に実施した調査では、夫婦にとっての理想的な子どもの数は 2.42 人でしたが、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数は 2.07 人となっています。理想の子供数を持たない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（60.4%）となっています（図 1.2-2）。

2008 年に政府が発表した「新待機児童ゼロ作戦」では、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。」という目標を掲げており、10 年後の 2018 年までに保育サービス（3 歳未満児）の提供割合を 20% から 38% に、放課後児童クラブ（小学 1 年から 3 年）の提供割合を 19% から 60% に上げるといった具体的な数値目標を設定しています。

また、図 1.1-1 に示されるように、子どもの貧困が深刻化しています。経済的に厳しい環境で育った子どもが、本来なら均等に享受することができるはずの教育機会を逸してしまることは、貧困の連鎖に繋がりかねません。このような状況を受け、「子どもの将来がそのまま育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどを目的に、2014 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、2014 年 8 月には子どもの貧困対策に関する大綱が策定されるなど、政府もその対策に力を入れつつあります。しかし、大綱には具体的な達成目標などが記載されていません。

英国では 2010 年に「Child Poverty Act 2010」が策定され、2020 年に向けた具体的な子どもの貧困削減目標が設定され、その進捗管理が進められています。これらの取り組みを参考にしつつ、我が国においてもより具体的な目標設定と取り組みが重要になると考えられます。

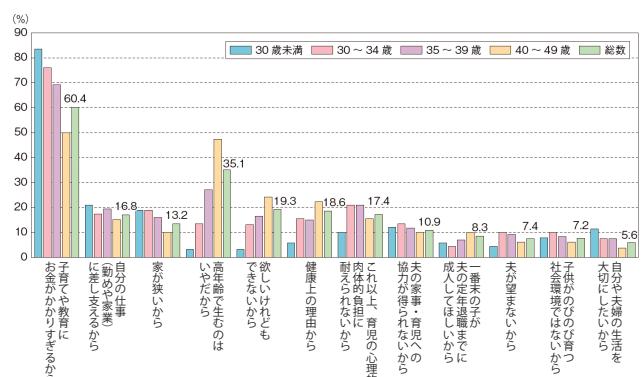


図 1.2-2 妻の年齢別にみた理想の子供数を持たない理由

出典：内閣府（2015）『平成 27 年版少子化対策白書』

貧困と格差社会分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 11 貧困・労働格差の解消	A (国内) 2030 年までに日本の相対的貧困率、子ども貧困率を X% 以下にする。																	
	B (国内) 2020 年までにフリーター数を 2003 年の 217 万人から 124 万人以下にし (出典 6)、2030 年には X 人以下にする。																	
	C (国内) 2030 年までに年齢や障害者、男女等の区別なく、同一労働同一賃金を達成する。																	
	a (国際) 2030 年までに現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている、極度の貧困をあらゆる場所で終結させる。																	
	b (国際) 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国家、地域および国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づく適正な政策的枠組みを構築することに貢献する。																	
	c (国際) 2020 年までに若年雇用のための世界的な戦略を開拓・運用し、国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定を実施する。																	
処方箋 12 経済的・社会的格差に起因する新たな課題への対応	A (国内) 2030 年までに経済的・社会的原因によって出産を断念する人をなくす。																	
	B (国内) 2018 年までに希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする (出典 3)。																	
	C (国内) 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を現状の 38% から 2020 年までに 55% にし (出典 6)、2030 年に X% に高める。																	
	D (国際) 2030 年までに日本の子ども貧困率を X% 以下にする。																	
	a (国際) 貧困層および脆弱層に対する社会保障制度の確立を支援する。																	
	b (国際) 2030 年までに性と生殖に関するヘルスケアをすべての人々が利用できるよう支援する。																	
	c (国際) 財政、賃金および社会保障政策をはじめとする政策導入を支援し、平等の拡大に貢献する																	
	d (国際) 2030 年までにすべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。																	
	e (国際) 2025 年までに児童就労問題 (少年兵の徴募や利用を含む) の終焉に貢献する。																	

出典

1. 国立社会保障・人口問題研究所（2012）「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html>
2. 内閣府（2015）『平成 27 年版少子化対策白書』
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2015/27pdfhonpen/27honpen.html>
3. 厚生労働省（2008）『新待機児童ゼロ作戦』について（概要）
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/02/dl/h0227-1a.pdf>
4. 厚生労働省（2015）「保育所入所待機児童数（平成 26 年 10 月）」
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11907000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Hoikuka/0000078425.pdf>
5. 内閣府ホームページ 子ども・子育て支援新制度関連基礎データ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/#toukei>
6. 内閣府ホームページ 仕事と生活の調和推進のための行動指針
http://www.a.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html
7. 内閣府（2015）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2014」
<http://www.a.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-14/zentai.html>
8. UN (2015) “The Millennium Development Goals Report 2015”
[http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20\(July%20201\).pdf](http://www.un.org/millenniumgoals/2015_MDG_Report/pdf/MDG%202015%20rev%20(July%20201).pdf)
9. 厚生労働省（2014）『平成 25 年 国民生活基礎調査の概況』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html>
10. 内閣府（2014）「子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行について（通知）」
http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/hinkon_law_tsuuchi.pdf
11. OECD (2010) “OECD Factbook 2010: Economic, Environmental and Social Statistics”
<http://www.oecd-ilibrary.org/sites/factbook-2010-en/11/02/02/index.html?itemId=/content/chapter/factbook-2010-89-en>
12. OECD (2014) “Income Inequality Update”
<http://www.oecd.org/els/soc/OECD2014-Income-Inequality-Update.pdf>

（注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月）

食料 Food

処方箋 2.1 食料生産における環境負荷の低減

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030 年までに単位面積あたり化学肥料使用量および農薬使用量を X% 以下に抑える。
- B. 2030 年までに、エコファーマーの認定数を X 件に拡大する。
- C. 2018 年までに有機農法の面積シェアを 1.0% 以上に（出典 10）、2030 年には X% にまで拡大する。
- D. 2030 年までに畜産分野で成長促進等の目的で使用される抗生物質を X% 削減する。
- E. 2030 年までに農業分野の温室効果ガス排出量を X% 削減する。
- F. 水産資源を、各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、科学的な管理計画を実施する。

- a. 開発途上国に対して環境負荷が少なく、資源効率の高い農業の技術移転、インフラ開発、能力開発を実施する。これらを通じて、対象国の大気、水、土壤の汚染防止に貢献する

関連する国連SDGs目標

2.4	2.a	3.9	6.3	9.4
12.1	12.2	12.4	12.5	12.a
12.c	13.2	14.1	14.4	14.6
14.c	17.6	17.7	17.9	

Kg/ha (窒素・リン酸・カリウム計)

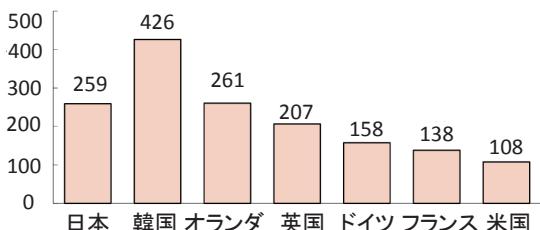


図 2.1-1 単位面積あたりの化学肥料使用量の国際比較
出典：農林水産省（2015）「環境保全型農業の推進について」

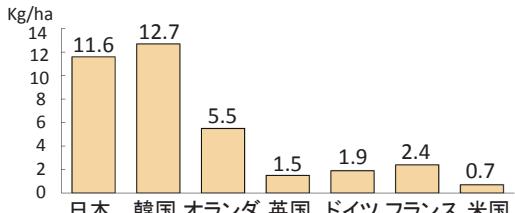


図 2.1-2 単位面積あたりの農薬使用量の国際比較
出典：農林水産省（2015）「環境保全型農業の推進について」

現状の課題と処方箋設定の背景

我が国では、多くの田畠において施肥量が過剰であり、余剰養分量が大きいことが報告されています。過剰な施肥は農業の経営的な側面でも合理的ではない上に、水質汚染を引き起こしたり、地球温暖化の原因となる一酸化二窒素を発生させたりするなど環境に悪影響を及ぼす可能性が高いと言えます。施肥量を適正にし、施肥効率を高めることによって、単収を落とさずに環境への影響を小さくすることは可能です。実際に欧州では、1990 年以降、施肥量が減少しているにもかかわらず、単収は増加しています（図 2.1-1, 図 2.1-2）。我が国の施肥量や農薬の使用量は欧州等と比較すると高くなっていますが、これを大幅に引き下げる努力を続けることが大切です。

このような観点から、我が国でも、化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の低減を目指す環境保全型農業を推進する支援策を行ってきました。そのひとつが、地力の維持・促進と化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定制度です。エコファーマーは制度導入以降、増加傾向にありました。近年は高齢化に伴う離農や未更新等によって減少傾向にあります（図 2.1-3）。

また、2006 年からは化学肥料及び農薬を使用しない上に遺伝子組み換え技術を利用して「有機農法」についても、推進してきました。現在、有機農業の面積シェアは 0.4% 程度にとどまっていますが、これを 2018 年度までに 1.0% にまで引き上げるという目標が掲げられています。

畜産分野では成長促進目的で飼料に添加して使用される抗生物質によって、耐性菌（抗生物質が効かない菌）が増加するという問題も指摘されています。我が国でも添加してよい家畜の種類、生育段階、量等が定められていますが、欧州等では抗生物質の飼料添加が全面的に禁止されています。我が国においても、より安心・安全な食の生産に向けて、継続的に抗生物質の使用削減に努めていくことが必要です。

また、水産分野については、それぞれの資源の量を見ながら漁獲量について適切な管理を行っていくことが重要です。このような観点から、「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）においても、自国の排他的経済水域（EEZ）内の漁業資源について、最大持続生産量を実現することのできる水準に資源を維持又は回復することが規定」されています（出典 11）。しかし、データ制約等もあり、最大持続可能生産量を正確に把握することは、困難な場合もあります。科学的な分析結果を最大限活用しつつ、その評価手法を適宜改善し、資源が持続的に利用できるような管理計画に繋げていくことが重要です。

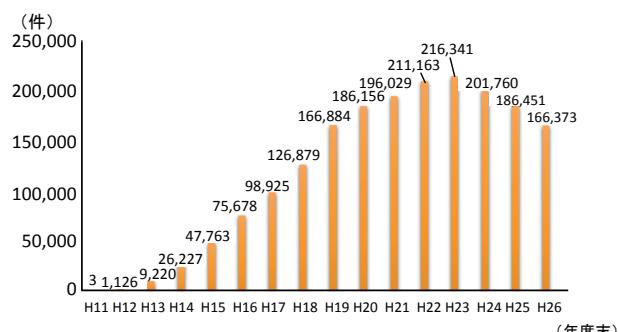


図 2.1-3 エコファーマー認定件数推移

出典：農林水産省（2015）「環境保全型農業の推進について」

食料 Food

処方箋2.2 農産品の持続可能性 情報へのアクセス

国内目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに食に関わる様々な情報（健康、安全、産地、環境影響、経済影響、社会影響等）の評価・表示制度を確立し、誰でも持続可能性の高い食品を選択できるようにする。
- B. 情報提供を通じて、食に関する様々な持続可能性について、国民の理解（フードリテラシー）を高めていく。
- C. 2030年までに小売・消費段階の1人あたり食品ロスを半減もしくはX%低下させる。
 - a. 開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態に移行するための科学的・技術的な能力の強化を支援する。
 - b. 持続可能性に関する情報を、国家や地域、企業の各種計画および定期報告等に組み込むことを支援する。
 - c. フェアトレード推進により食料生産に関わる搾取をなくす。

国際貢献目標に
向けた処方箋

関連する国連SDGs目標

2.4	2.c	4.7	8.4	12.1
12.3	12.5	12.6	12.7	12.8
12.a	14.4	14.7	15.9	16.6
16.8	17.6	17.9		

現状の課題と処方箋設定の背景

我が国では食品表示に関して、食品衛生法、JAS法、健康増進法などが定められており、健康・衛生・安全といった観点で様々な情報が提供されています。一方で、食品の生産・加工・流通等のプロセスにおける環境負荷や、生産者の製造過程におけるコンプライアンス遵守状況（不当労働等）についての情報は記載されていません。このため、消費者がより持続可能性の高いプロセスによって供給された食品を選択したくても、選択のために必要な情報が十分に与えられていない状況にあります。

これらの情報を提供するためには、食品の製造、流通、消費に関わるすべての主体の協力が必要で国際的な連携を図ることが求められます。すべての食品を対象に、これらの情報を集めるには、相応の時間を要することが想定されます。

そこで、2030年に向けては、当面の目標として、それらの評価制度が確立され、一部の商品にそれらの表示がなされている状態を想定しました。消費者が求めればそれらの基準を満たした商品を購入することができるようになれば、持続可能性が高い社会に向けて私たちが取り組みやすくなります。

他方で、農林水産省によると日本では年間およそ1,700万トンの食品廃棄物が発生しています。このうち、本来食べられる「食品ロス」は500から800万トン含まれると推計されており、これは世界全体の食料援助量（400万トン）のおよそ2倍に相当する量となっています（図2.2-1）。

SDG ターゲット12.3において、「小売り、消費レベルにおける食品廃棄物の1人あたり発生量を半減させる」ことが掲げられています。日本も世界に恥じないよう、半減以上の削減を行うことが必要です。



図 2.2-1 日本の食品ロスの現状

出典：農林水産省（2013）「食品ロス削減に向けて」

食料 Food

処方箋 2.3 食料の安定供給と地方再生の実現

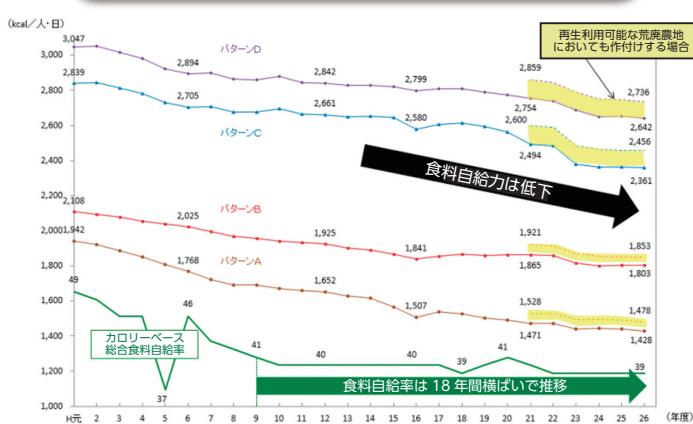
国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 食料自給率は、2020 年までに供給熱量ベースで 50%、生産額ベースで 70% にまで引き上げ、2030 年にはさらに向上させる。
 - B. 食料自給力については、2030 年までに、現在想定されている食料消費パターンにおいて、それぞれ X kcal/ 人・日を確保する。
 - C. 食料輸入に関して近隣諸国との連携関係を構築するなどの取り組みを通じて、国民が安心できる食料供給力を確保する。
 - D. 国産の農産物の競争力を高めることで、地方の活力を高める。
 - E. 2030 年までにすべての人が持続可能な方法で容易に食料品にアクセスできるようにする。
- a. 農業・水産技術の技術移転や輸送・備蓄等のインフラ整備、能力開発等の国際協力を通じ、農業・水産の生産性の向上と飢餓の終結に貢献する。

関連する国連SDGs目標

- 2.1
- 2.2
- 2.3
- 2.4
- 2.a
- 2.c
- 8.9
- 11.2
- 11.a
- 14.b
- 17.9



パターン A : 栄養バランスを一定程度考慮して、主要穀物（米、小麦、大豆）を中心に関量効率を最大化して作付けする場合
パターン B : 主要穀物（米、小麦、大豆）を中心に関量効率を最大化して作付けする場合
パターン C : 栄養バランスを一定程度考慮して、いも類を中心に関量効率を最大化して作付けする場合
パターン D : いも類を中心に関量効率を最大化して作付けする場合

図 2.3-1 我が国の食料自給率および食料自給力の推移

出典：農林水産省ホームページ 日本の食料自給力

現状の課題と処方箋設定の背景

我が国では食料の大部分を輸入によって賄っています。そのため不測の事態によって海外からの輸入が途絶えてしまった場合への備えが十分であるとは言えません。持続可能性の観点からは、様々な状況を想定し、安定的に食料を供給できる体制を持つておくことは重要なことです。これらを測る指標として、食料自給率や食料自給力があります。食料自給率は国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標です。

食料自給率については、農林水産省の「食料・農業・農村基本計画」において、2020 年までに供給熱量ベースで 50%、生産額ベースで 70% にまで引き上げる目標が掲げられています。2030 年に向けて、それをさらに押し上げる努力が続けられる必要があるでしょう。

食料自給力は日本の農林水産業が有する食料の「潜在生産能力」を示す指標です。食料自給力では図 2.3-1 の 4 パターンを示すこととされています。図に示されるように、日本の食料自給率は近年横ばいで推移していますが、食料自給力は低下傾向にあります。図中 4 つのパターンのうち、現在の日本人の食事に近い米・小麦・大豆中心型（パターン A・B）では人が 1 日に必要とする推定エネルギー必要量（2147kcal/ 人 / 日）を大幅に下回っているのが現状です。

また、近年、我が国では、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる消費者が増加しています。この原因としては飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等が進行したことなどが指摘されています。農林水産省が実施した調査によると、79% の市町村が、食料品アクセス問題に対して「対策が必要」と回答しています（図 2.3-2）。

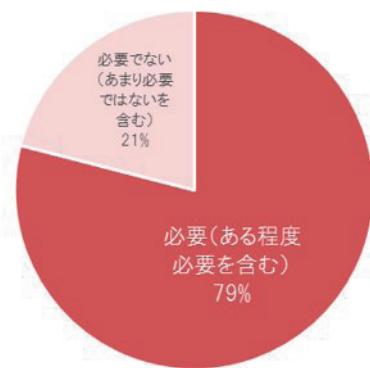


図 2.3-2 食料品アクセス問題へ対策の必要性 (2012 年)

出典：農林水産省（2014）『平成 25 年度 食料・農業・農村白書』より筆者作成

食料 Food

処方箋2.4 気候変動への適応と種子・遺伝子の保全

国連目標に
向かう
処方箋

国際貢献目標に
向かう
処方箋

A. 気候変動に適応した食料生産システム（作付品種の変更、土壌改良等）の継続的な見直しを行う。

- a. レジリエントな農業の実践を支援し、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力の向上および土地と土壌の質の漸進的な改良を促す。
- b. 種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育動物・家畜およびその近縁野生種の遺伝的多様性の維持に貢献する。
- c. 開発途上国が気候変動適応策を国家や地域の計画に組み込むことを支援する。

関連する国連SDGs目標

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 1.5 | 2.4 | 2.5 | 2.a | 2.c |
| 13.1 | 13.2 | 13.3 | 15.6 | 17.7 |
| 17.9 | | | | |

現状の課題と処方箋設定の背景

2013から2014年にかけて発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書は、温暖化には疑う余地がないと断定しました。気候変動が食料供給に与える影響については、地域によっても違いますが、一般的には主要な穀物（小麦、米、とうもろこしなど）は負の影響が大きいとされており、長期的にはその影響が大きくなると見込まれています（図2.4-1）。

日本は食料の大部分を輸入している国です。このため世界の食料生産の動向にも影響を受けやすいと言えます。世界中で安定した食料供給を行うためには、気候変動の適応に向けて日本も積極的に協力していくことが必要です。

気候変動への適応策のひとつとして重要なのが、遺伝子資源の保全です。様々な地域における在来種には、様々な気候条件に適応するための遺伝子資源が含まれていると考えられます。国連食糧農業機関（FAO）のレポートによると、世界の作物の75%の遺伝子が既に失われたとされています。また、家畜部門では全世界の8,300種の家畜の内、8%が既に絶滅し、22%がリスクにさらされているという報告もあります。

様々な生物が持つ遺伝子資源については、まだ十分に解明が進んでいないものがほとんどです。必要なときに貴重な遺伝子資源が失われていることのないよう、我が国も国際間、国レベル、地域レベルなど様々なレベルで保全される遺伝子バンクや種子バンクといった活動に積極的に協力していくことが求められています。

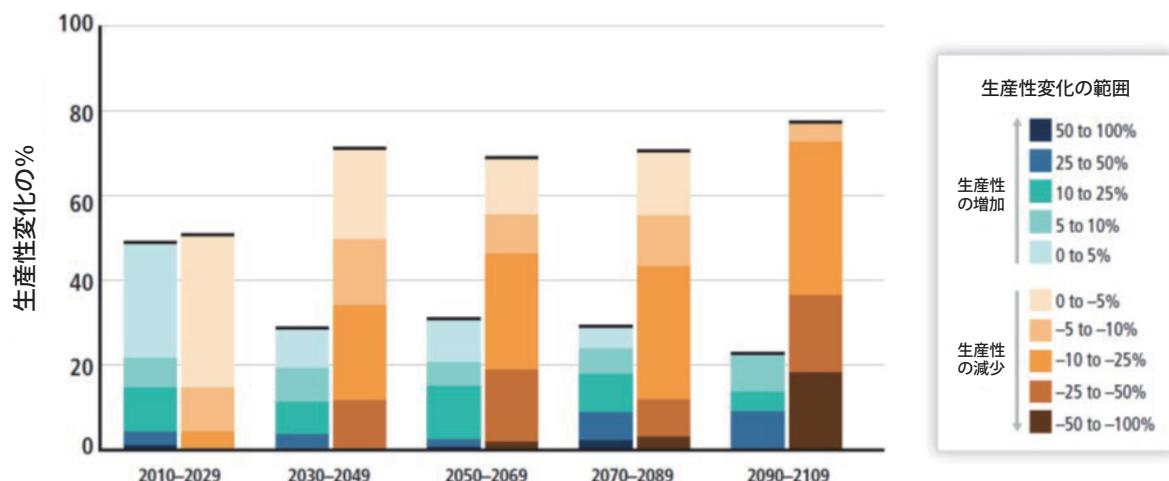


図 2.4-1 気候変動による生産性の変化の予測

出典：IPCC (2014) "Climate Change 2014: Synthesis Report" より筆者作成

食料分野の目標		グローバルな SDGs との関連																	
処方箋 2.1 食料生産における環境負荷の低減	A (国内)	2030 年までに単位面積あたり化学肥料使用量および農薬使用量を X% 以下に抑える。																	
	B (国内)	2030 年までにエコファーマーの認定数を X 倍に拡大する。																	
	C (国内)	2018 年までに有機農法の面積シェアを 1.0% 以上に（出典 10）、2030 年には X% にまで拡大する。																	
	D (国内)	2030 年までに畜産分野で成長促進等の目的で使用される抗生物質を X% 削減する。																	
	E (国内)	2030 年までに農業分野の温室効果ガス排出量を X% 削減する。																	
	F (国内)	水産資源を、各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、科学的な管理計画を実施する。																	
処方箋 2.2 農産品の持続可能性情報へのアクセス	a (国際)	開発途上国に対して環境負荷が少なく、資源効率の高い農業の技術移転、インフラ開発、能力開発を実施する。これらを通じて、対象国の大気、水、土壤の汚染防止に貢献する。																	
	A (国内)	2030 年までに食に関わる様々な情報（健康、安全、産地、環境影響、経済影響、社会影響等）の評価・表示制度を確立し、誰でも持続可能性の高い食品を選択できるようする。																	
	B (国内)	情報提供を通じて、食に関する様々な持続可能性について、国民の理解（フードリテラシー）を高めていく。																	
	C (国内)	2030 年までに小売・消費段階の 1 人あたり食品ロスを半減もしくは X% 低下させる。																	
	a (国際)	開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態に移行するための科学的・技術的な能力の強化を支援する。																	
	b (国際)	持続可能性に関する情報を、国家や地域、企業の各種計画および定期報告等に組み込むことを支援する。																	
	c (国際)	フェアトレード推進により食料生産に関わる搾取をなくす。																	
処方箋 2.3 食料の安定供給と地方再生の実現	A (国内)	食料自給率は、2020 年までに供給熱量ベースで 50%、生産額ベースで 70% にまで引き上げ、2030 年にはさらに向上させる。																	
	B (国内)	食料自給力については、2030 年までに、現在想定されている食料消費パターンにおいて、それぞれ Xkcal/ 人・日を確保する。																	
	C (国内)	食料輸入に関して近隣諸国との連携関係を構築するなどの取り組みを通じて、国民が安心できる食料供給力を確保する。																	
	D (国内)	国产の農産物の競争力を高めることで、地方の活力を高める。																	
	E (国内)	2030 年までにすべての人が持続可能な方法で容易に食料品にアクセスできるようにする。																	
	a (国際)	農業・水産技術の技術移転や輸送・備蓄等のインフラ整備、能力開発等の国際協力を通じ、農業・水産の生産性の向上と飢餓の終結に貢献する。																	
処方箋 2.4 気候変動への適応と種子・遺伝子の保全	A (国内)	気候変動に適応した食料生産システム（作付品種の変更、土壌改良等）の継続的な見直しを行う。																	
	a (国際)	レジリエントな農業の実践を支援し、生態系の保全、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水その他の災害への適応能力の向上および土地と土壌の質の漸進的な改良を促す。																	
	b (国際)	種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育動物・家畜およびその近縁野生種の遺伝的多様性の維持に貢献する。																	
	c (国際)	開発途上国が気候変動適応策を国家や地域の計画に組み込むことを支援する。																	

出典

1. 農林水産省（2015）「環境保全型農業の推進について」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozan_type/pdf/2712_suisin.pdf
2. 農林水産省（2008）「環境保全を重視した農法への転換を促進するための施策のあり方（2）」
http://www.maff.go.jp/j/study/kankyo_hozan/07/pdf/data4.pdf
3. 新藤純子（2010）「食料増産と資源・環境問題としての肥料」
[http://www.niae.saffrc.go.jp/magazine/pdf/mgzn12301\(13\).pdf](http://www.niae.saffrc.go.jp/magazine/pdf/mgzn12301(13).pdf)
4. 農林水産省（2015）「家畜に使用される抗菌性物質に対する農林水産省のリスク管理措置」
http://www.maff.go.jp/j/syounan/johokan/risk_comm/r_kekka_iyaku/pdf/siryou_4up.pdf
5. 農林水産省（2003）「抗生物質の使用と薬剤耐菌性の発生について一家畜用の抗生物質の見直しー」
http://www.maff.go.jp/j/syounan/johokan/risk_comm/r_kekka_iyaku/h151110/pdf/031110_giji.pdf
6. 消費者庁（2011）「食品表示制度をめぐる事情」
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/110930shiryo2_1.pdf
7. 消費者庁（2013）「食品表示法の概要」
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130621_gaiyo.pdf
8. 農林水産省（2013）「食品ロス削減に向けて～『もったいない』を取り戻そう！～」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/pdf/0902shokurosu.pdf
9. 農林水産省（2014）『平成 25 年度 食料・農業・農村白書』
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h25/index.html
10. 農林水産省（2014）「有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について」
<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/pdf/140425-01.pdf>
11. 水産庁（2015）『平成 26 年度 水産白書』
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h26/>
12. 農林水産省ホームページ 日本の食料自給力
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012_1.html
13. IPCC (2014) "Climate Change 2014: Synthesis Report"
https://www.ipcc.ch/pdf/assessment-report/ar5/syr/SYR_AR5_FINAL_full.pdf

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

健康

Health

処方箋 3.1 健康長寿社会の実現

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2020 年までに健康寿命を 1 年（出典 3）、2030 年までに X 年延伸する。
- B. 2020 年までにメタボ人口を 2008 年比 25%（出典 3）、2030 年までに X% 削減する。
- C. 2020 年までに健診受診率（40 から 74 歳）を 80%（出典 3）、2030 年までに X% にする。
- D. 2030 年に向けて、最新の科学的知見に基づき、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約の実施を段階的に強化する。
- a. 2030 年までにあらゆる形態の栄養不良の終結に貢献する。
- b. 国際社会が目指す、2030 年までの妊産婦、新生児、5 歳未満児の死亡率目標達成に貢献する。
- c. 世界の道路交通事故による死傷者の削減に貢献する。
- d. 日本が有する環境技術等を通じ、有害化学物質、大気、水質、土壤の汚染による死亡および病気の件数の大幅な減少に寄与する。
- e. 2030 年までに非感染性疾患（NCD）による早期死亡の減少に貢献する。
- f. 特に、健康リスクの早期警告、リスク緩和およびリスク管理の能力開発を支援する。

関連する国連SDGs目標

- | | | | | |
|------|------|-----|-----|-----|
| 2.2 | 3.1 | 3.2 | 3.4 | 3.6 |
| 3.9 | 3.a | 3.b | 3.c | 3.d |
| 11.2 | 12.4 | | | |

現状の課題と処方箋設定の背景

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義されています。日本の平均寿命は国際的に見てもトップレベル（2012 年時点で男性 79.94 歳、女性 86.41 歳）であり、健康寿命も世界一長いと言われています。健康であることは、人々が幸福に生きるために大変重要な要素のひとつです（図 3.1-1）。

また、健康寿命が延びることによって、社会全体の医療費・介護費等の社会保障費用の削減にもつながります。

我が国では、社会保障費は年々拡大してきており（図 3.1-2）、今後は少子高齢化といった人口構造の変化等によって益々拡大すると見込まれています。これらの負担の 4 割程度が国債で賄われており、将来世代への負担の先送りとなっています。これでは世代間の公平性が維持できているとは言えません。

このような中、2013 年に閣議決定された日本再興戦略において、2020 年までに国民の健康寿命を 1 年以上延伸することやメタボ人口を 2008 年比で 25% 削減すること、健診受診率を 80% に引き上げることなどが謳われています。また、2012 年に「健康日本 21（第 2 次）」を策定し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を挙げた上で、今後 10 年間に向けてより詳細な健康に関する様々な指標、目標を定めています。

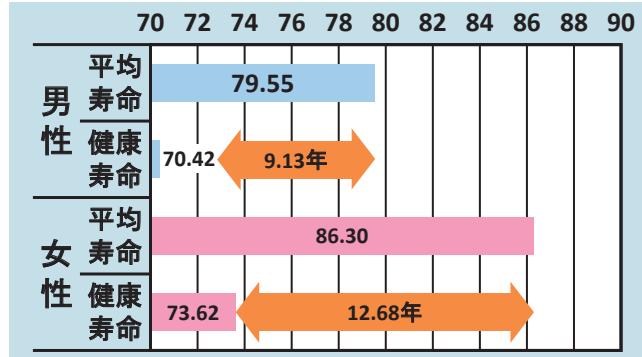


図 3.1-1 日本人の平均寿命と健康寿命

出典：厚生労働省（2014）『平成 26 年版厚生労働白書』

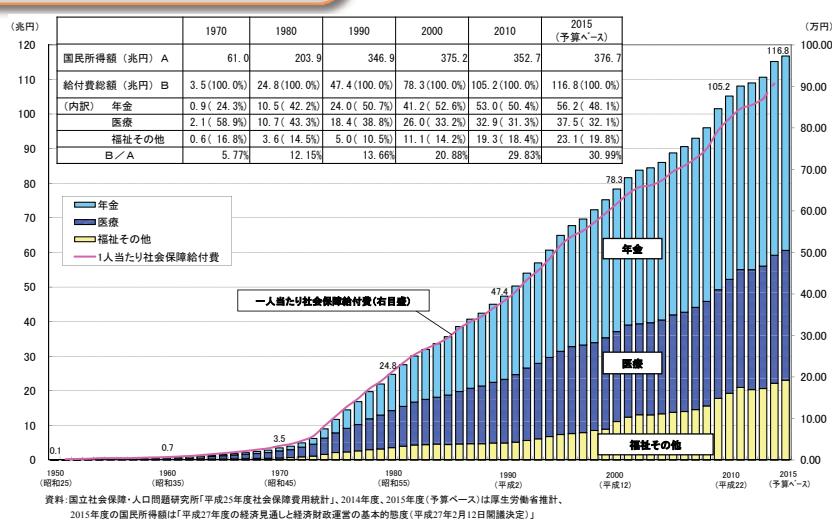


図 3.1-2 社会保障給付費の推移

出典：厚生労働省ホームページ 社会保障・税一体改革

健康

Health

処方箋3.2 こころの健康の維持と薬物乱用の防止・治療の促進

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに人口10万人あたりの自殺死亡率をX%減少させる。
- B. 2030年までに過労死数をX人以下に削減する。
- C. 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。
 - a. 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。

関連する国連SDGs目標

3.5 8.5

現状の課題と処方箋設定の背景

私たちが毎日いきいきと生活するためには、こころの健康の維持が必要不可欠です。誰もがこころの病気にかかる可能性を有していますが、こころの健康を維持するためには、適度な運動、バランスのとれた栄養・食生活、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」の確保の3つが重要だとされています。

我が国の自殺者は2万人から3万5千人の間で推移しています(図3.2-1)。その原因には健康問題や経済・生活問題等様々ですが、自殺のうちかなりの数は代表的なこころの病気である「うつ病」が関連していると言われています(図3.2-2)。

このようなこころの病や自殺者を大幅に減らしていくためには、個人での対策のみでは限りがあり、社会全体として取り組んでいくことが大切です。過労死もそのうちのひとつですが、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患の労災請求件数は毎年800件程度あげられています。また、精神障害に関する労災請求件数は増加傾向にあり、2014年度は過去最高の請求件数1,456件となっています(図3.2-3)。このほか、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、学校現場におけるアカデミックハラスメントやいじめなどの問題も取り組みを進めていくことが重要です。

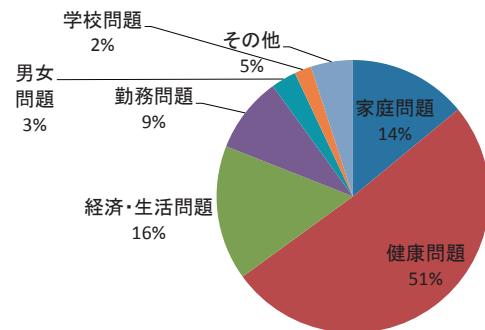


図 3.2-2 自殺の原因・動機内訳(2014年度)

出典：内閣府ホームページ「自殺の統計」より筆者作成



図 3.2-1 自殺死亡者数・自殺死亡率推移

出典：内閣府(2014および2015)『自殺対策白書』より筆者作成

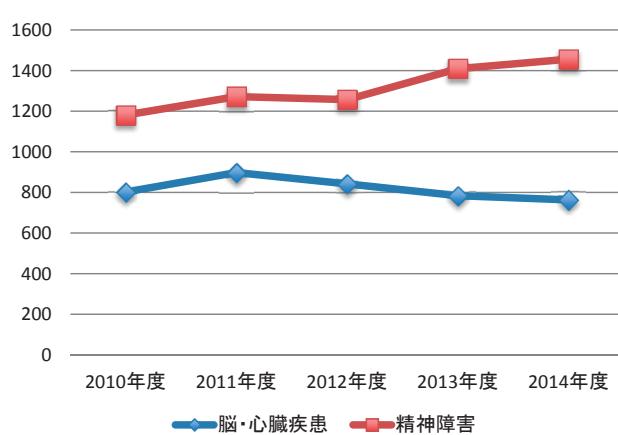


図 3.2-3 労災補償請求件数推移

出典：厚生労働省ホームページ「平成26年度「過労死等の労災補償状況」」より筆者作成

健康

Health

処方箋3.3 感染症の発生・まん延の防止

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに国内におけるエイズ、結核、マラリア、熱帯病といった感染症を根絶する。
- B. 2030年までに新たな感染症への対応策を強化（予防接種、緊急医療体制の構築等）し、発生・まん延を防止する。
- C. 2030年までに長期的な気候変動の影響も踏まえた感染症リスクの継続的評価を実施し、ガイドラインを作成・更新する。
- a. 2030年までに世界におけるエイズ、結核、マラリア、熱帯病といった感染症の終焉に向けて国際協力を進めるとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症にも対処する。

関連する国連SDGs目標

- 3.3
- 3.b
- 6.2
- 6.a
- 6.b
- 13.1
- 13.3

現状の課題と処方箋設定の背景

感染症とは、微生物が体内に侵入し感染することによって起る病気のことです。国連のSDGsにおいても目標3.3において、エイズ、結核、マラリアのいわゆる三大感染症に加えて、これまで顧みられなかった熱帯病、肝炎、水系の感染症に対処する目標が掲げられています。

2014年現在、世界では3,690万人の人がHIVとともに生きていると言われています。2014年において、世界で新たにHIVに感染した人は190から220万人とされており、これは2000年の381万人から大幅に減少しました。AIDSは治療法の進歩により、症状のコントロールがある程度可能になってきています。

我が国では、2014年末の時点でHIV感染者数は16,903件、AIDS患者は7,658件と報告されています。近年では毎年1,000件以上のHIV感染者と400件以上のAIDS患者が報告されており、感染防止に向けた取り組みが求められているところです（図3.3-1）。

結核は世界で約150万人が死亡する病で、我が国でも1950年頃には死因の第1位でした。また、1950年には人口10万人あたりの死亡率は146.4でしたが、2013年にはこれが1.7まで下がるなど、大幅に改善しています。また結核の罹患率も1951年には人口10万人あたり698.4であったのが、2013年には16.1にまで減少しています。

しかし見方を変えれば、現在でも1日に約56人が感染し、6人が命を落とす重大な病気であることができます。

マラリアは2013年には世界全体で1億9,800万件発生し、58万人以上が死亡したとされています。これは2000年と比較するとかなり改善しています。日本では、戦前には土着のマラリアが見られましたが、現在では蚊の生息条件の変化や住宅構造、人の行動様式の変化などによって、国内感染はないとしています。

これらの三大感染症に関しては、これまで実施してきたように、日本でのまん延を抑制しつつ、海外における発生やまん延の抑止にも力を入れることが重要です。

こうした三大感染症に加えて、近年では中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザなど新たな脅威が生まれています。さらに2014年8月には国内でデング熱に感染した事例が約70年ぶりに確認されました。

今後、地球温暖化が進行し、蚊の生息条件や人々の生活様式が変化するとマラリアやデング熱、日本脳炎などの感染症が再流行したり、患者数が増加する可能性も否定できません（表3.3-2）。

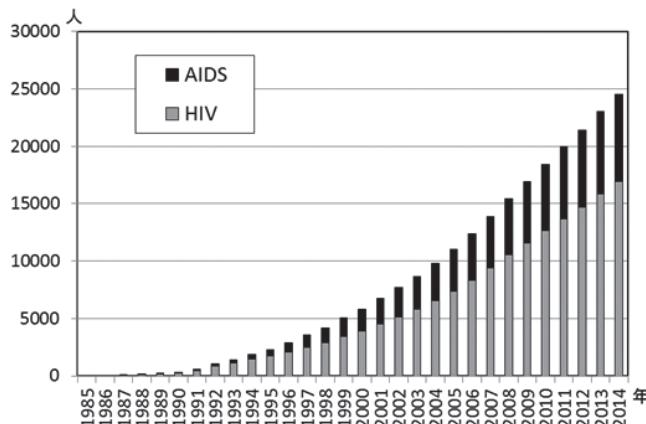


図 3.3-1 日本のHIV感染者、AIDS患者累計報告数

出典：厚生労働省エイズ動向委員会（2015）「平成26（2014）年エイズ発生動向一概要」

1. 蚊類の世代数が増加することで、居住環境における蚊の個体数も増加し、蚊の生息密度が高まる可能性がある。
2. 卵、幼虫、成虫などで越冬する蚊の冬季死亡率の低下が翌年の個体数増加に関わる可能性が考えられる。
3. 都市部の雨水マスは冬期に結氷することがなくなり、蚊が幼虫で越冬する
4. 夏期の大都市部およびその周辺地域における平均気温の上昇が蚊体内でのウイルスの増殖をより活発化する可能性がある。
5. 人々が屋内外でより軽装（半ズボン、半袖など）になり、蚊に吸血される可能性が高まり、その結果として感染リスクが増大する。

表 3.3-2 温暖化により想定される、我が国の動物媒介性感染症への影響のまとめ

出典：環境省（2007）「地球温暖化と感染症」

健康 Health

処方箋3.4 公平で質の高い医療・介護・福祉サービスの確保

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までにすべての人に、公平で質の高い医療・介護サービスを提供する。また、2025年までに介護人材を248万人（出典21）、2030年までにX人確保する。
- B. 2030年までにすべての人々に、安全かつ安価で利用しやすい、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- C. 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。
 - a. 貧困層および脆弱層に対する社会保障制度の確立を支援する。
 - b. 財政、賃金および社会保障政策をはじめとする政策導入を支援し、平等の拡大に貢献する。
 - c. ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献する。

関連する国連SDGs目標

- 1.3 3.8 5.4 10.4 11.2

現状の課題と処方箋設定の背景

今後、人口の高齢化が進むにつれて、医療・介護サービスを必要とする人は急増することが見込まれます。将来にわたって質の高い医療・介護サービスを提供し続けることができるかどうかは、持続可能な社会に向けた私たちの大きな課題のひとつとなっています。

医療・介護サービスは最も重要な国民のセーフティネットであり、国民すべてに質の高いサービスを公平に提供していくことが重要です。地方部における医師不足の問題や医療費の地域間格差の問題に対して早急に対応を施していくことが求められます（図3.4-1）。

医療・介護を担う人材の確保は重要な課題です。厚生労働省の試算によると、2025年における介護職員の需要数は現在の171万人から、およそ1.5倍の237万人から249万人になると見込んでいます（図3.4-2）。このまま対策を講じなければ、2025年には30万人の人材不足に陥ると推計されています。担い手として中心的な役割を果たすことが期待されている15歳から64歳の生産年齢人口は減少する時代に入っているので、人材確保はより難しい課題となっています。

また、このような社会においては、女性、子ども、障害者、高齢者といった脆弱な立場にある人々に配慮した社会インフラ整備を行い、誰もが快適に過ごせるバリアフリー化を様々なシーンで取り込んでいくことも重要な視点です。

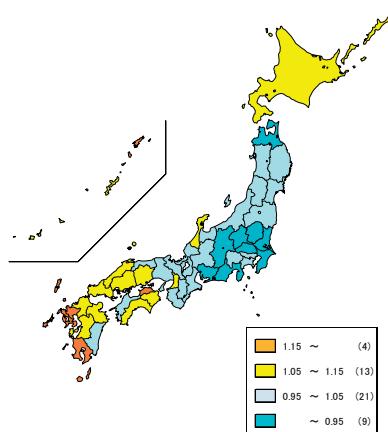


図 3.4-1 医療費の地域格差（地域差指数：年齢補正後）

出典：厚生労働省（2015）「平成25年度医療費の地域差分析」

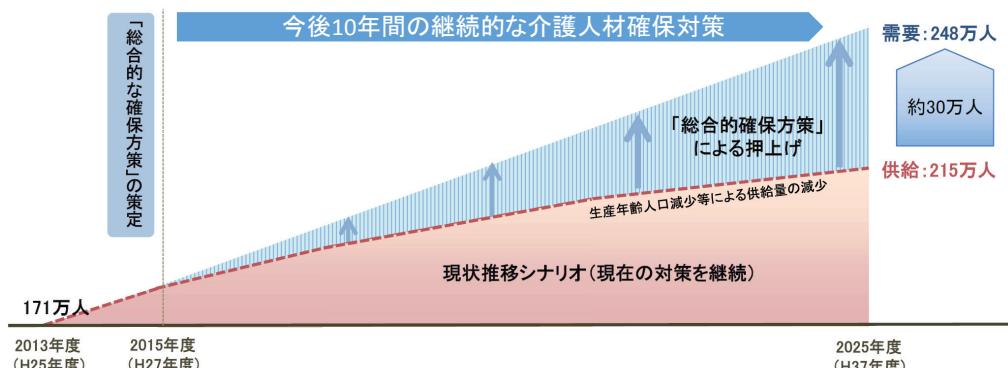


図 3.4-2 介護人材需給推計の結果

出典：介護人材にかかる需給推計検証ワーキングチーム（2015）「介護人材需給推計（暫定値）の検証結果」

健康分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 3.1 健康長寿命社会の実現	A (国内) 2020 年までに健康寿命を 1 年（出典 3）、2030 年までに X 年延伸する。																	
	B (国内) 2020 年までにメタボ人口を 2008 年比 25%（出典 3）、2030 年までに X% 削減する。																	
	C (国内) 2020 年までに健診受診率（40 から 74 歳）を 80%、2030 年までに X% にする。																	
	D (国内) 2030 年に向けて、最新の科学的知見に基づき、たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約の実施を段階的に強化する。																	
	a (国際) 2030 年までにあらゆる形態の栄養不良の終結に貢献する。																	
	b (国際) 国際社会が目指す、2030 年までの妊娠婦・新生児・5 歳未満児の死亡率目標達成に貢献する。																	
	c (国際) 世界の道路交通事故による死傷者の削減に貢献する。																	
	d (国際) 日本が有する環境技術等を通じ、有害化学物質・大気・水質・土壤の汚染による死亡および病気の件数の大大幅な減少に寄与する。																	
	e (国際) 2030 年までに非感染性疾患（NCD）による早期死亡の減少に貢献する。																	
	f (国際) 特に、健康リスクの早期警告、リスク緩和およびリスク管理の能力開発を支援する。																	
処方箋 3.2 三つの健康推進事業の空間・発展課題	A (国内) 2030 年までに人口 10 万人あたりの自殺死亡率を X% 減少させる。																	
	B (国内) 2030 年までに過労死数を X 人以下に削減する。																	
	C (国内) 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。																	
	a (国際) 麻薬乱用やアルコールの有害な摂取を含む、薬物乱用の防止・治療を強化する。																	
処方箋 3.3 感染症の発生・まん延の防止	A (国内) 2030 年までに国内におけるエイズ、結核、マラリア、熱帯病といった感染症を根絶する。																	
	B (国内) 2030 年までに新たな感染症への対応策を強化（予防接種、緊急医療体制の構築等）し、発生・まん延を防止する。																	
	C (国内) 2030 年までに長期的な気候変動の影響も踏まえた感染症リスクの継続的評価を実施し、ガイドラインを作成・更新する。																	
	a (国際) 2030 年までに世界におけるエイズ、結核、マラリア、熱帯病といった感染症の終焉に向けて国際協力を進めるとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症にも対処する。																	
処方箋 3.4 公益で質の高い医療・介護・福祉サービスの確保	A (国内) 2030 年までにすべての人に、公平で質の高い医療・介護サービスを提供する。また、2025 年までに介護人材を 248 万人（出典 21）、2030 年までに X 人確保する。																	
	B (国内) 2030 年までにすべての人々に、安全かつ安価で利用しやすい、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。																	
	C (国内) 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。																	
	a (国際) 貧困層および脆弱層に対する社会保障制度の確立を支援する。																	
	b (国際) 財政、賃金および社会保障政策をはじめとする政策導入を支援し、平等の拡大に貢献する。																	
	c (国際) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に貢献する。																	

出典

1. 厚生労働省（2014）『平成 26 年版厚生労働白書』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14/>
2. 首相官邸（2015）「『日本再興戦略』改訂 2015」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c16
3. 首相官邸（2013）「日本再興戦略 中短期工程表」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/koutei_jpn.pdf
4. 健康日本 21 ホームページ 健康日本 21 とは
<http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html>
5. 厚生労働省ホームページ 社会保障・税一体改革
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/kaikaku.html>
6. 内閣府ホームページ 自殺の統計
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/>
7. 内閣府（2014 および 2015）『自殺対策白書』
<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/whitepaper/index-w.html>
8. 厚生労働省ホームページ 休養・こころの健康
http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b3.html
9. 厚生労働省ホームページ 平成 26 年度「過労死等の労災補償状況」を公表
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000089447.html>
10. UNAIDS (2015) “Fact sheet 2015”
<http://www.unaids.org/en/resources/campaigns/HowAIDSchangedeveything/factsheet>
11. UNAIDS (2015) “How AIDS changed everything – MDG 6: 15 years, 15 lessons of hope from the AIDS response”
http://www.unaids.org/en/resources/documents/2015/MDG6_15years-15lessonsfromtheAIDSresponse
12. 厚生労働省エイズ動向委員会（2015）「平成 26（2014）年エイズ発生動向一概要一」
<http://api-net.jfap.or.jp/status/2014/14nenpo/h26gaiyo.pdf>
13. 公益財団法人結核予防会結核研究所 疫学情報センター（2013）『『結核の統計』資料編』
<http://www.jata.or.jp/rit/ekigaku/toukei/adddata/>
14. 公益財団法人結核予防会（2015）『結核の常識 2015』
http://www.jata.or.jp/dl/pdf/common_sense/2015.pdf
15. 厚生労働省（2014）「最近の結核対策」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000036293_1.pdf
16. WHO ホームページ 10 facts about tuberculosis
<http://www.who.int/features/factfiles/tuberculosis/en/>
17. WHO (2014) “World Malaria Report 2014”
http://www.who.int/malaria/publications/world_malaria_report_2014/report/en/
18. 東京都感染症情報センターホームページ マラリア
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/malaria/>
19. 厚生労働省（2015）『平成 27 年版厚生労働白書』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/15/>
20. 環境省（2007）「地球温暖化と感染症～いま、何がわかっているのか？～」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/pamph_infection/full.pdf
21. 介護人材にかかる需給推計検証ワーキングチーム（2015）「介護人材需給推計（暫定値）の検証結果」
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000075026.pdf>
22. 厚生労働省（2015）「平成 25 年度医療費の地域差分析」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000095907.pdf>

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

教育

Education

処方箋4.1 質の高い教育・訓練への公正なアクセスの推進

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2020年までに3から5歳児の幼児教育を無償化し、幼児期の教育形態の多様性等に配慮しつつ、5歳児の義務教育化についての検討を継続する。
- B. 2030年より前のX年までに私立校も対象とした高校授業料完全無償化を実現する。
- C. 2030年までに高等教育公財政の対GDP比1.0%を達成する。
- D. 2030年までに公財政教育支出の対GDP比をX%に引き上げる。
 - a. 開発途上国の学校建設、教師教育、教材・カリキュラム開発、保護者や地域社会と学校・行政との連携強化等の国際協力を強化する。
 - b. 特に非識字者の多い開発途上国において、ノンフォーマル教育等を通じた識字教育を支援する。
 - c. 開発途上国や紛争影響下にある国々において、産業界との密接に連携した職業訓練・技術教育分野の国際協力を強化する。

関連する国連SDGs目標

1.1	1.2	1.a	1.b	1.5
2.1	2.2	3.1	3.2	3.4
3.5	3.6	3.7	3.9	4.1
4.2	4.3	4.4	4.6	5.1
5.c	6.1	6.2	6.3	6.b
8.6	8.7	8.b	10.2	10.3
10.4				

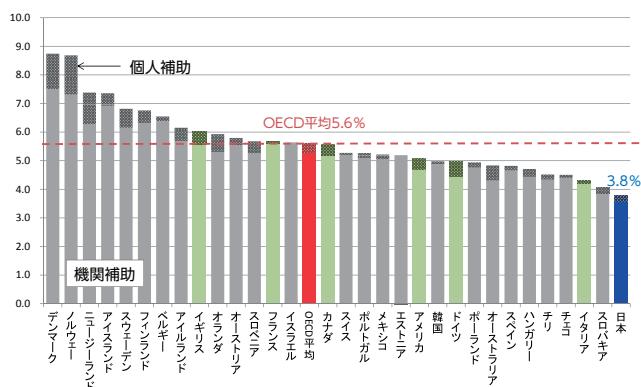


図 4.1-1 主要先進国の公財政教育支出の対GDP比 (2011年)

出典：OECD (2014) "Education at a Glance 2014"
文部科学省 (2015) 「我が国の教育行財政について」

現状の課題と処方箋設定の背景

持続可能な社会の実現にあたっては、そうした社会を担う多様な人材の育成が不可欠です。そのためには、すべての人々が男女や親の経済力の区別なく、生涯にわたり良質な教育や職業訓練・技術教育への公正なアクセスを得られることが重要です。しかし、近年、我が国において様々な社会経済的格差が良質な教育へのアクセスの格差となって顕在化してきています。

そうした背景のひとつには、我が国の国民総生産（GDP）に占める教育部門への公的支出の割合の低さがあります。経済協力開発機構（OECD）によれば、2011年の日本のGDPに占める教育機関への公的支出の割合は3.8%で加盟国で比較可能な32か国中5年連続最下位でした（加盟国平均は5.6%）（図4.1-1）。このため、我が国では幼児期から大学までの教育にかかる費用のうち、授業料などを家庭から支出する割合が他の先進諸国に比べ高い状況にあります。例えば、就学前教育に対する支出の約55%（OECD平均は18.7%）が、また、高等教育においても66%（OECD平均は31%）が家計負担で賄われています。このように、教育費の家計負担が大きいことは、保護者の経済力により大学等への進学が左右される状況につながっており、少子化の最も大きな要因のひとつとなっています（図4.1-2）。

教育が社会の格差を縮小させるのではなく、むしろ助長するのであれば、社会の持続可能性を実現していく上で多様な人材を十分に活用することができず、社会の不安定化のリスクの増大にもつながりかねません。

このような中、2013年に幼児教育無償化に関する今後の取り組みの基本方針が取りまとめられ、2020年までに3-5歳児の幼児教育無償化の目標を掲げました。この方針を着実に実行していくことが肝要です。

また、現在施行されている高校無償化政策は、公立校のみに適用されており、一定所得（年収910万円）以下の世帯で私立校に通う世帯には一定程度の高等教育就学支援金が支給されているものの、依然として負担が重い状況も報告されています。そのため、私立校在籍者を含めた完全無償化を早急に検討していく必要があります。さらに、現在0.5%に留まっている公的高等教育支出の対GDPをOECD諸国並みの1%に近づけていく努力も求められます。

国際社会に目を転じると、世界中で依然として5,800万人もの学齢児童が、貧困や紛争の影響等様々な理由により初等教育に不就学の状態にあり、そのうち半数以上が女子といわれています。中等教育への就学機会や、就業や起業につながる良質な職業訓練・技術教育の機会も限られています。こうした状況は発展途上国の人口の多数を占める若年層の失業率の高さにつながっており、ひいては社会の不安定化をもたらすものです。我が国も諸外国や関連機関との協力の下、教育・訓練分野での国際協力を強化していくことが肝要です。

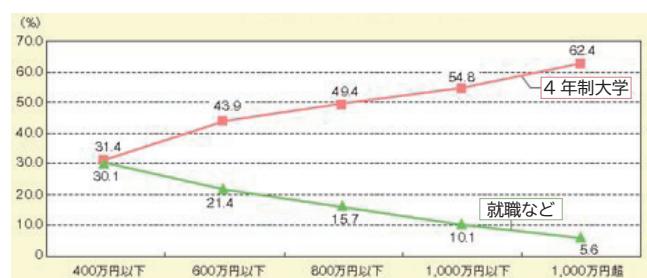


図 4.1-2 親の収入と高校卒業後の進路

出典：文部科学省 (2010)『平成21年度 文部科学白書』

教育

Education

処方箋4.2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までにESDを通じ、すべての子ども、若者、成人が、持続可能な発展とライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性を理解・尊重する態度と能力である「市民リテラシー」を身につける。
- B. すべての人が教育の場や年齢に関わらず生涯にわたり持続可能な発展の学習の機会を得られる仕組みを整備する。
- C. 校内・外でのESDを通じ、防災・減災教育を強化する。
 - a. ESDのグローバル・アクション・プログラム（GAP）の推進に関し、リーダーシップおよびファシリテーターシップを発揮する。
 - b. ESDのモニタリング・メカニズムの構築や指標の作成に関し、リーダーシップを発揮する。

関連する国連SDGs目標

1.5	1.a	2.3	2.4	3.4
3.5	3.6	3.7	3.9	3.d
4.7	5.1	5.2	5.3	5.4
5.5	5.6	6.2	6.3	6.a
6.b	8.4	10.2	11.3	11.4
11.5	11.b	12.1	12.2	12.3
12.5	12.6	12.8	12.a	13.1
13.2	13.3	14.3	14.5	15.4
15.9	15.c	16.1	16.2	17.9
17.17	17.19			

現状の課題と処方箋設定の背景

今日、私たちが暮らす地球では、環境問題、食料安全保障、資源エネルギー保障、平和、人権などの諸問題が相互に複雑に絡み合い深刻化しています。そうした中、持続可能な未来を築くために、人々が複数の領域の問題の関連性を考え、その解決のために行動することが欠かせません。そのためには、教育を通じて、人々が自然環境や世代間の公正を含む社会的公正に关心を払い、様々な地球規模の課題について、自らの課題として捉え、共通の未来のために行動を起こす力、すなわち「市民リテラシー」を育んでいくことが何よりも重要です。

そのための新しい教育のアプローチとして、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）」が提唱されています。ESDとは、地球的視野を持って、持続可能な社会を描るがす問題の解決を全体論的に思考し、さらに自己変容や社会変容のための行動につなげようとする学習アプローチです（図4.2-1）。

国連決議により、2005年からの10年が「国連ESDの10年」と位置づけられ、国連教育科学文化機関（UNESCO）を中心に世界各地で議論と実践が積極的に積み重ねられてきました。2015年11月には、我が国において世界153の国・地域から閣僚級を含む政府関係者、国際機関、研究者、学校関係者、ESD実践者等およそ3,000名が参加し、「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催されました。会議ではこれまでの「ESDの10年」を振り返り、今後各ステークホルダーがESDの取り組みを更に強化し、そのための行動を起こすことを宣言する「あいち・なごや宣言」が全会一致で採択されました。同宣言では、持続可能な発展のための2030アジェンダにESDを取り入れ、ESDを一層推進していくことが謳われています。また、世界会議では、「国連ESDの10年」の後継プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始も正式に発表されました。

我が国も、GAP及びあいち・なごや宣言を確実に実行し、持続可能な社会を担う人々の意識、価値観、行動を変革していくことが必要です。また、その中で、防災や減災といった分野にも、如何にESDのコンセプトを取り入れていくかを考える必要性が一層高まっています。

また、我が国はESDの提唱国として、GAPの着実な実施と、ESDのモニタリングメカニズムの構築や指標の作成にリーダーシップやファシリテーターシップを発揮することが求められています。



図 4.2-1 ESD の概念図

出典：文部科学省ホームページ ESD (Education for Sustainable Development)

教育

Education

処方箋4.3 教育および社会におけるインクルージョンの推進

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに障害を持つ子どもや青年が、それぞれのニーズに合った豊かな学びにアクセスし、卒業後自立的で質の高い地域社会生活を営めるための仕組みを構築する。
- B. インクルーシブ教育の実現のため教職員体制を充実するとともに、特別支援員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門家の配置等の環境整備を行う。
- C. 外国にルーツを持つ児童生徒や無国籍の児童生徒一人ひとりの学ぶ権利を保障するため、きめ細やかな受け入れ・支援体制を構築する。
- a. 難民に開かれた社会を構築するため、難民問題に対する市民の意識を高め、難民の受け入れ及び定住支援を強化する。
- b. 開発途上国において各国の個別の事情を踏まえつつ、インクルーシブ教育や障害を持つ児童・生徒の教育の充実に関する支援を実施する。

関連する国連SDGs目標

- 1.4
- 4.5
- 4.a
- 8.6
- 10.2
- 10.3
- 10.7

●特別支援学校の在籍者数は平成15年度比で1.3倍に増加。特に高等部が増加している。

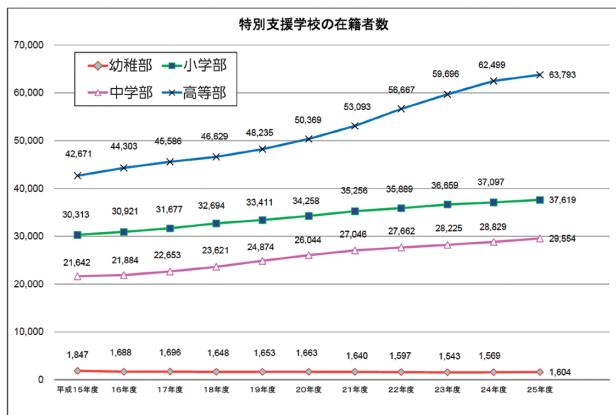


図 4.3-1 特別支援学校数と在籍者の増加ペース

出典：文部科学省（2014）「特別支援教育の現状と課題」

現状の課題と処方箋設定の背景

持続可能な社会とは、すべての人々が多様な価値観を尊重し合いながら、年齢、性別、障害、文化、人種、出生、宗教、経済やその他の状況による区別なく、社会の一員として主体的に生きることができる「共生社会」です。このようなインクルーシブかつ公正（equitable）な社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題と位置づけられています。

共生社会の実現に向けて、障害を持つ児童生徒と健常者が同じ場で共に学ぶことを追究するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、最も適切に応える指導を提供できる「インクルーシブ教育」を実現していくことが大切です。

障害のある者が一般教育制度から排除されず、自己の生活する地域において障害を持たない者と同じ場で平等に初等中等教育の機会が与えられるべきであるとする「インクルーシブ教育」の考え方は、2006年に第61回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の第24条において明記されています。我が国は、2014年に同条約に批准しており、その観点からもインクルーシブ教育の推進が重要です。

我が国では、特別支援学校の他、一般の小中学校に通う児童生徒を対象とした特別支援学級や、通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童に対して各教科等の授業は通常の学級で行いつつ障害に応じた特別の指導を行う通級指導の制度等が整備されています。しかし、特別支援教育の枠組みを希望する児童生徒の急増に対し、施設面や教員等的面での支援が追い付いていない状況です。また、障害を持つ人々の「教育」後の「雇用」の問題も深刻です（図4.3-1）。

共生社会の実現に向けては、近年我が国においても急増している外国にルーツを持つ子ども達の教育の充実や、先進諸外国に比べて圧倒的に少ない難民の受け入れや社会統合に向けた定住支援への理解と制度整備を強化することも重要です。

法務省の発表によれば、我が国における在留外国人数は2014年6月末時点で2,086,603人に上っています。そのうち41,187人は18歳以下の子ども達です。こうした子ども達の多くは定住し、将来、地域社会を構成する住民として共に生活し社会を営んでいく可能性が高いといえます。「子どもの権利条約」では、外国にルーツを持つ子ども達の学ぶ権利を保障し、我が国においても、公立の義務諸学校に就学を希望する場合には無償で受け入れることが原則とされています。こうした子ども達の背景や置かれている状況は複雑で、日本語教育を含むきめ細かな対応が求められます。しかし、国レベルでも自治体レベルでも十分な体制が整備されているとは言い難い状況にあります（図4.3-2）。

これらの問題を早急に解決し、すべての人々が主体的かつ能動的に教育や社会に参加できる仕組みづくりが肝要です。



図 4.3-2 外国ルーツの子どもたちが背負う不安

出展：ベネッセ教育総合研究所（2014）
「外国にルーツを持つ子どもたちが直面する就学問題」

教育

Education

処方箋 4.4 地球規模課題解決のための高等教育・研究分野の国際競争力の強化と国際協力の推進

向
け
た
処
方
箋
に
基
づ
く
こ
の
こ
と
は
こ
れ
だ
れ
か
ら
し
ま
す
。

国
際
貢
献
目
標
に
基
づ
く
こ
の
こ
と
は
こ
れ
だ
れ
か
ら
し
ま
す
。

- A. 我が国が有する高い研究力や技術力を地球規模課題の解決に役立て、グローバル人材を育成するため、高等教育機関の国際的な競争力を強化する。
- a. 地球規模課題解決に向けた開発途上国の高度人材の育成に貢献するため、途上国からの留学生に対する奨学金を拡充するとともに、開発途上国の高等教育分野の国際協力を強化する。
- b. 地球規模課題解決のための開発途上国への研究支援を強化する。
- c. 地球規模課題解決のためのグローバルな研究ネットワークに対する貢献を強化する。

関連する国連SDGs目標

2.a	3.c	4.b	4.c	7.a
7.b	9.5	9.b	11.c	12.a
13.3	13.b	14.3	14.a	16.a
17.6	17.7	17.8	17.9	17.14
17.15	17.16	17.17	17.18	

現状の課題と処方箋設定の背景

今日、グローバル化が一層進展する中、地球温暖化や感染症対策をはじめとする地球規模課題の脅威が急激に増しています。これらの問題は、一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組んでいくことが不可欠です。同時に、知識やイノベーションの創出が持続的成長の源泉となる知識基盤型社会を迎え、高等教育機関や研究機関の役割がますます重要視されています。そうした中、日本の高等教育機関や研究機関は、途上国の高度人材育成に積極的に貢献するとともに、先進的な知識や経験を積極的に途上国と共有し、ともに環境問題をはじめとする様々な地球規模課題の解決に努力していくことが大切です。

そのためには、環境、エネルギー、感染症、高齢化社会への対応等の日本が強みや経験を有する領域における途上国からの留学生受け入れに対する奨学金制度を一層拡充していくことが求められます。

また、日本の高等教育機関と途上国の高等教育機関、民間企業等との間でのネットワークの構築等を通じ、産学官で人材育成や研究教育協力の向上のための持続的なプラットフォームを構築・強化していくことも重要です。

さらには、途上国を単なる支援の対象として捉えるだけではなく、共通の地球規模課題解決に向けた「協働パートナー」と位置づけ、国際協働研究を推進していくことも極めて重要です。すでに、我が国では、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携し、我が国と途上国の研究機関の協働による「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」プログラムを展開しています。また、既存の地球環境研究の国際プログラムが再編され、「Future Earth」という国際的地球環境研究プログラムが誕生し、様々な学際的研究の推進の担い手として期待されています。我が国も、このような国際的な枠組みに積極的に関与・貢献し、地球規模課題の解決のための新たなイノベーションの創出と社会への還元を地球規模で行っていくことが肝要です。



図 4.4-1 地球規模課題対応
国際科学技術協力（SATREPS）の概念図

出典：国立研究開発法人科学技術振興機構（2014）「SATREPS 2014」

教育分野の目標		グローバルなSDGsとの関連
処方箋4.1 質の高い教育・訓練への公正なアクセスの推進	A (国内)	2020年までに3から5歳児の幼児教育を無償化し、幼児期の教育形態の多様性等に配慮しつつ、5歳児の義務教育化についての検討を継続する。
	B (国内)	2030年より前のX年までに私立校も対象とした高校授業料完全無償化を実現する。
	C (国内)	2030年までに高等教育公財政の対GDP比1.0%を達成する。
	D (国内)	2030年までに公財政教育支出の対GDP比をX%に引き上げる。
	a (国際)	開発途上国の学校建設、教師教育、教材・カリキュラム開発、保護者や地域社会と学校・行政との連携強化等の国際協力を強化する。
	b (国際)	特に非識字者の多い開発途上国において、ノンフォーマル教育等を通じた識字教育を支援する。
	c (国際)	開発途上国や紛争影響下にある国々において、産業界との密接に連携した職業訓練・技術教育分野の国際協力を強化する。
	A (国内)	2030年までにESDを通じ、すべての子ども、若者、成人が、持続可能な発展とライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性を理解・尊重する態度と能力である「市民リテラシー」を身につける。
	B (国内)	すべての人が教育の場や年齢に関わらず生涯にわたり持続可能な発展の学習の機会を得られる仕組みを整備する。
	C (国内)	校内・外でのESDを通じ、防災・減災教育を強化する。
	a (国際)	ESDのグローバル・アクション・プログラム(GAP)の推進に関し、リーダーシップおよびファシリテーター・シップを発揮する。
	b (国際)	ESDのモニタリング・メカニズムの構築や指標の作成に関し、リーダーシップを発揮する。
処方箋4.3 教育および社会におけるインクルージョンの推進	A (国内)	2030年までに障害を持つ子どもや青年が、それぞれのニーズに合った豊かな学びにアクセスし、卒業後自立的で質の高い地域社会生活を営めるための仕組みを構築する。
	B (国内)	インクルーシブ教育の実現のため教職員体制を充実するとともに、特別支援員やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門家の配置等の環境整備を行う。
	C (国内)	外国にルーツを持つ児童生徒や無国籍の児童生徒一人ひとりの学ぶ権利を保障するため、きめ細やかな受け入れ・支援体制を構築する。
	a (国際)	難民に開かれた社会を構築するため、難民問題に対する市民の意識を高め、難民の受け入れ及び定住支援を強化する。
	b (国際)	開発途上国において各国の個別の事情を踏まえつつ、インクルーシブ教育や障害を持つ児童・生徒の教育の充実に関する支援を実施する。
処方箋4.4 世界規模課題解決のための高等教育・研究等の国際協力の強化 世界規模課題解決のための高等教育・研究等の国際協力の強化	A (国内)	我が国が有する高い研究力や技術力を地球規模課題の解決に役立て、グローバル人材を育成するため、高等教育機関の国際的な競争力を強化する。
	a (国際)	地球規模課題解決に向けた開発途上国の高度人材の育成に貢献するため、途上国からの留学生に対する奨学金を拡充するとともに、開発途上国の高等教育分野の国際協力を強化する。
	b (国際)	地球規模課題解決のための開発途上国への研究支援を強化する。
	c (国際)	地球規模課題解決のためのグローバルな研究ネットワークに対する貢献を強化する。

出典

1. OECD (2014) "Education at a Glance 2014: OECD Indicators"
<http://www.oecd.org/edu/Education-at-a-Glance-2014.pdf>
2. 文部科学省 (2015) 「我が国の教育行財政について」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/bunka/dai3/dai1/siryou4.pdf>
3. 文部科学省 (2010) 『平成 21 年度 文部科学白書』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1295628.htm
4. OECD (2010) *OECD Factbook 2010: Economic Environmental and Social Statistics*, OECD Publishing, Paris
http://www.oecd-ilibrary.org/economics/oecd-factbook-2010_factbook-2010-en
5. 文部科学省 (2013) 『平成 25 年度 文部科学白書』
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201401/1350715.htm
6. 兩角亜希子他 (2007) 「高等教育のファンディング・システムの国際比較」東京大学総合教育研究センター
<http://www.he.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/2013/01/mono8.pdf>
7. 文部科学省ホームページ ESD (Education for Sustainable Development)
<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm>
8. 文部科学省国際統括官付 (2015) 「『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議』の概要報告」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/17/1355832_01_1.pdf
9. 文部科学省ホームページ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm
10. 文部科学省 (2012) 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/1328729_01.pdf
11. 文部科学省編 (2012) 『特別支援教育資料』
12. 厚生労働省 (2011) 「平成 23 年 障害者雇用状況の集計結果」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001vuj6-att/231125houkoku.pdf>
13. 東京財團 (2012) 「障害者の高等教育に関する提言—進学を選択できる社会に向けて—」
<http://www.tkfd.or.jp/files/doc/2012-04.pdf>
14. 文部科学省 (2014) 「特別支援教育の現状と課題」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryo/_icsFiles/afieldfile/2014/12/24/1353714_14.pdf
15. ベネッセ教育総合研究所 (2014) 「外国にルーツを持つ子どもたちが直面する就学問題」
http://berd.benesse.jp/special/co-bo/co-bo_theme1-7.php
16. 第 6 次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会(2014)「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」
<http://www.moj.go.jp/content/001130133.pdf>
17. 認定 NPO 法人多文化共生センター東京 (2014) 『外国にルーツのある子ども達の高校進学に関する実態調査報告書』
18. 国立研究開発法人科学技術振興機構 (2014) 「SATREPS 2014」
http://www.jst.go.jp/global/pdf/brochure2014_j.pdf
19. Future Earth ホームページ
<http://www.futureearth.org/>

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

ジェンダー Gender

処方箋 5.1 男女間の就労機会や賃金格差の解消

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 25から44歳の女性就業率を2020年までに73%に（出典12）、2030年までにX%にまで高める。
- B. 第1子出産前後の女性の継続就業率を2020年までに55%に（出典12）、2030年までにX%に高める。
- C. 男性の育児休業取得率を2020年までに13%に（出典12）、2030年にはX%に高める。
- D. 2017年末までに待機児童をなくす（出典12）。
- E. 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。
- F. 2030年までに女性が家事・育児等に費やす時間が男性の家事・育児等に費やす時間のX倍を超えないようにする。
- G. 2030年までに同一賃金同一労働を実現させ、賃金格差を解消する。
- H. 2020年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を現状の10%から50%以上削減する（出典13）。
- a. 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- b. 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。

関連する国連SDGs目標

1.2	5.1	5.4	5.a	5.b
5.c	8.5	8.6	8.8	10.2
10.3	10.4	16.b		

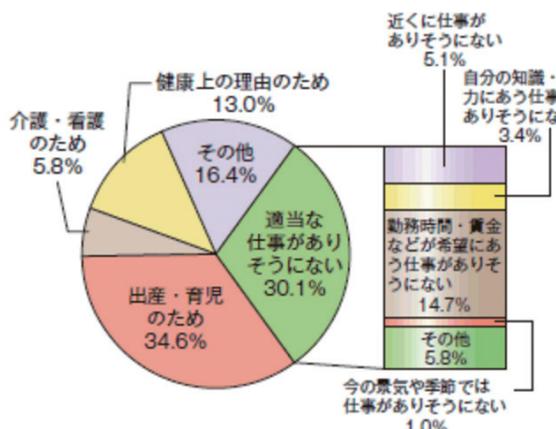


図 5.1-2 女性就業希望者が求職していない理由

出典：内閣府（2015）『平成27年版男女共同参画白書』

現状の課題と処方箋設定の背景

これからの日本の持続可能な成長を担っていくのは一人ひとりの国民の力であり、そのためにはその力を結集する必要があります。今後、人口減少が見込まれる日本においては、特に労働力の確保が重要な要素となっています。

しかし、2014年における労働力率（15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」が占める割合）を男女別に見ると、男性が70.4%であるのに対して、女性は49.2%となっており、依然として大きな隔たりがあります（図5.1-1）。

一方で、非労働力人口のうち、女性が占める割合はおよそ65%（2,908万人）となっています。このうち、就業希望者は303万人となっていますが、求職していない理由として「出産育児のため」が34.6%で最大、ついで「適当な仕事がない」（30.1%）、「健康上の理由のため」（13.0%）、「介護・看護のため」（5.8%）となっており、出産・育児が女性の就労における大きな障壁となっていることがわかります（図5.1-2）。

このような状況を踏まえ、2013年に閣議決定された日本再興戦略では、2020年に、25から44歳の女性就業率を2012年の68%から73%に高めることや、第1子出産前後の女性の継続就業率を2010年の38%から55%に高めること、男性の育児休業取得率を2011年の2.63%から13%に高めること、2017年度末までに待機児童解消を目指すことなどを目標に掲げています。

OECDの調査によると、1日のうち、家事・育児等の無報酬活動に費やす時間は、日本では女性が299分であるのに対し、男性は62分とおよそ5分の1となっています。他国と比較してもその差が大きいことがわかります（図5.1-3）。

また、ジェンダー・ギャップ指数（GGGI）では男女間の給与の格差についても指標化しています。最新の日本のデータでは男性が1.0に対して女性は0.6程度となっており、賃金についても大きな差が生まれています。その要因のひとつとしては、非正規労働に占める女性比率が高いことなども考えられますが、同一労働における賃金格差の指標も男性1.0に対して女性は0.68程度であると評価され、同一賃金同一労働の原則が実行されていない実態が指摘されています。



図 5.1-1 男女別労働力率推移

出典：総務省統計局（2015）「労働力調査」より筆者作成

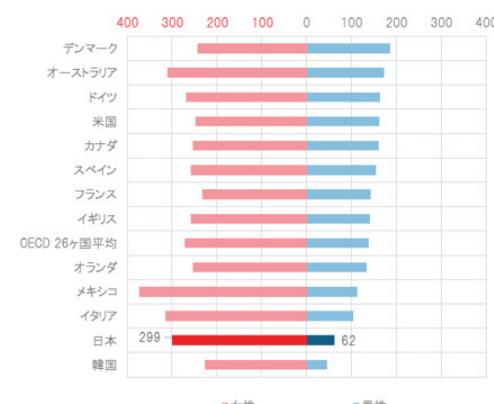


図 5.1-3 1日のうち家事・育児等の無報酬活動に費やす時間（分）の男女別国際間比較

出典：OECDホームページ Balancing paid work, unpaid work and leisureより筆者作成

ジェンダー Gender

処方箋 5.2 女性リーダーの活躍の拡大

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とし、2030年にはX%程度にまで高める(出典3)。
- B. ジェンダー平等に向けた人材開発のための施策を導入し、実行する。

- a. 社会のあらゆるレベルの意思決定において、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

関連する国連SDGs目標

- 1.b
- 5.1
- 5.5
- 5.c
- 10.2
- 10.3
- 16.7
- 16.b

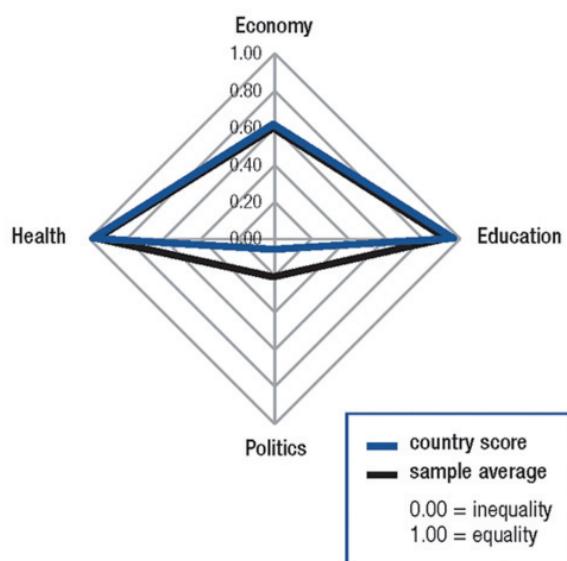


図 5.2-1 日本のGGGIと各国平均の比較

出典: World Economic Forum (2014) "The Global Gender Gap Report 2014"

現状の課題と処方箋設定の背景

世界経済フォーラムでは2006年以降、世界における男女格差を示す指標として教育、経済、健康、政治の4分野の格差に注目したGGGIを開発し、公表しています(0から1までの数値で表現され、数字が大きいほど平等であることを示す指標)。

最新の“*The Global Gender Gap Report 2014*”によると、142ヶ国中104位となっており、日本の男女間の格差が依然として大きいことが示されていますが、他国と比較して特に格差が大きいのが政治への参画です(図5.2-1)。

内閣府の調査によると、国会議員に占める女性議員の割合は2014年12月末現在で衆議院で9.5%、参議院で15.7%となっており、これは国際的に見ても低い値となっています。また、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっているなど、政治プロセスへの女性の参加は大きな課題のひとつです。

政府は、このような状況を踏まえ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位^(*)に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」(2003年6月20日男女共同参画推進本部決定、『2020年30%』の目標)を定めて取り組みを進めています。

しかし、各分野において、「指導的地位」に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、2020年の30%目標からは大きく乖離している分野も多くなっていますが、目標の達成に向けては加速的な取り組みが求められる状況となっています(図5.2-2)。

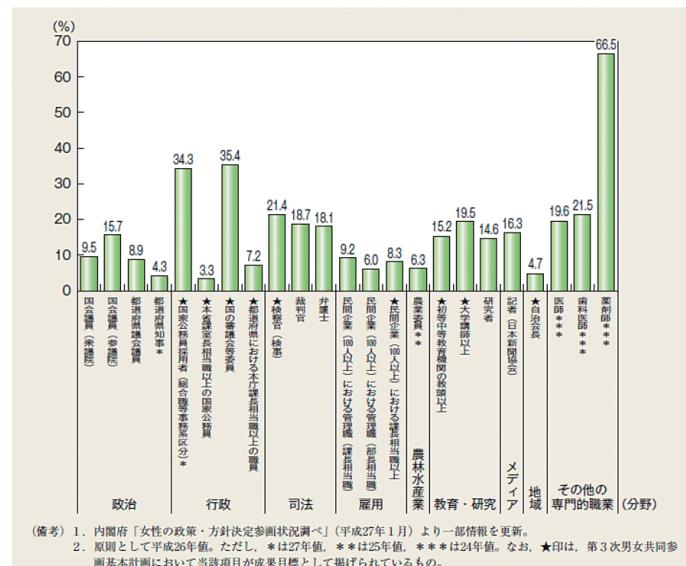


図 5.2-2 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

出典: 内閣府 (2015) 『平成27年版男女共同参画白書』

*指導的地位: 2007年男女共同参画会議の決定で「(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とする。」とされています。

ジェンダー Gender

処方箋 5.3 男女間の暴力の撤廃と人権の尊重

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 男女間のあらゆる暴力を排除する。
 - B. X 年までにすべての都道府県において性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示し、相談を行っている男女共同参画センターを 1 つ以上設置する（出典 8）。
 - C. 2030 年までに市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を X 力所にまで拡大する。
 - D. X 年までに警察官、医師、看護師、弁護士、カウンセラー、教職員等、男女間の暴力や性犯罪被害を支援する関係者向けの研修制度を確立する。
-
- a. 世界中のあらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別の撤廃に貢献する。
 - b. 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する

関連する国連SDGs目標

- 5.1
- 5.2
- 5.3
- 5.c
- 16.1
- 16.2
- 16.3
- 16.6
- 16.b

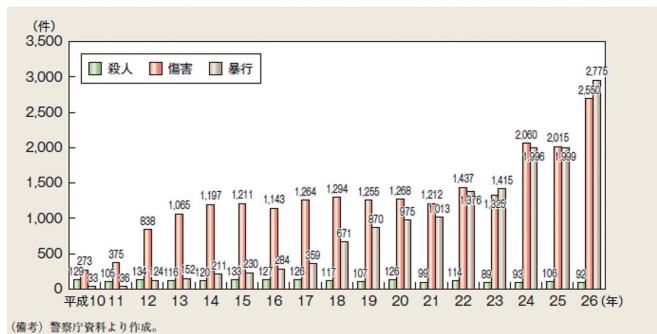


図 5.3-1 夫から妻への犯罪の検挙状況

出典：内閣府（2015）『平成 27 年版男女共同参画白書』

現状の課題と処方箋設定の背景

男女間の暴力は、セクシャル・ハラスメントやストーカー被害など他人からの被害もありますが、配偶者・パートナー間にも多く見られる問題です。すべての暴力は決して許されず、重大な人権侵害であることを認識しなくてはなりません。

男女間の暴力とは言っても、2014 年に検挙した配偶者間における暴力事件（5,807 件）のうち、93.3% は女性が被害者となっています。特に近年では、夫から妻への犯罪の検挙数が急激に増加しています（図 5.3-1）。

また、強姦の認知件数は長期的に減少傾向にあります。ただし、内閣府「男女間における暴力に関する調査」では異性から無理やり性交された女性は 6.5% にものぼっており、このうち被害について「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した割合は 67.5% にのぼることに目を向ける必要があります（図 5.3-2）。

男女間の暴力は個人のみならず、経済や社会全体にとっても大きな影響を与えます。イギリスを対象に、男女間の暴力による経済コストを評価した研究（European Institute for Gender Equality (2014)）によると、近親男女間の暴力によるコストは 154 億 €（うち女性への暴力は 137 億 €）、男女間の暴力のコストは 326 億 €（うち女性への暴力は 284 億 €）と評価されています。

2010 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画では、性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センターを 2015 年までに各都道府県に最低 1 力所設置することや市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を 2010 年の 21 力所から 2015 年までに 100 力所にまで拡大することなどが挙げられています。

しかし、内閣府男女共同参画局の報告書によると、「性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター」がある都道府県が 22 都道府県にとどまっているなど、現状はなかなか歩いていません。

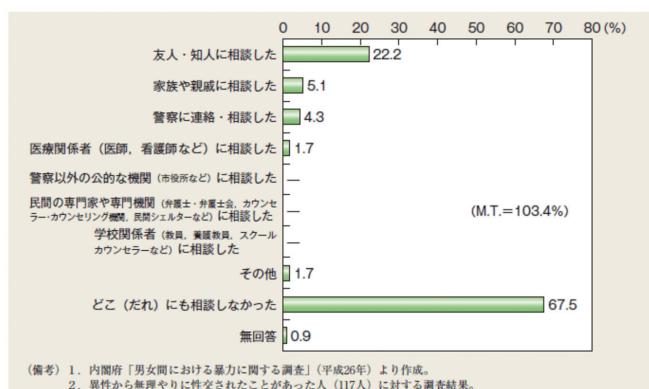


図 5.3-2 無理やり性交された経験有する人の相談先

出典：内閣府（2015）『平成 27 年版男女共同参画白書』

ジェンダー分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 5.1 男女間の就労機会や賃金格差の解消	A (国内) 25から44歳の女性就業率を2020年までに73%に(出典12)、2030年までにX%にまで高める。																	
	B (国内) 第1子出産前後の女性の継続就業率を2020年までに55%に(出典12)、2030年までにX%に高める。																	
	C (国内) 男性の育児休業取得率を2020年までに13%に(出典12)、2030年にはX%に高める。																	
	D (国内) 2017年末までに待機児童をなくす(出典12)。																	
	E (国内) 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。																	
	F (国内) 2030年までに女性が家事・育児等に費やす時間が男性の家事・育児等に費やす時間のX倍を超えないようにする。																	
	G (国内) 2030年までに同一賃金同一労働を実現させ、賃金格差を解消する。																	
	H (国内) 2020年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を現状の10%から50%以上削減する(出典13)。																	
	a (国際) 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。																	
	b (国際) 社会保障制度を通じて無報酬の介護や家事労働を認識・評価する。																	
処方箋 5.2 女性一人ひとりの尊厳	A (国内) 社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とし、2030年にはX%程度にまで高める(出典3)。																	
	B (国内) ジェンダー平等に向けた人材開発のための施策を導入し、実行する。																	
	a (国際) 社会のあらゆるレベルの意思決定において、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。																	
処方箋 5.3 男女間の暴力の撤廃と人権の尊重	A (国内) 男女間のあらゆる暴力を排除する。																	
	B (国内) X年までにすべての都道府県において性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示し、相談を行っている男女共同参画センターを1つ以上設置する。																	
	C (国内) 2030年までに市町村における配偶者暴力相談支援センターの数をX力所にまで拡大する。																	
	D (国内) X年までに警察官、医師、看護師、弁護士、カウンセラー、教職員等、男女間の暴力や性犯罪被害の支援する関係者向けの研修制度を確立する。																	
	a (国際) 世界中のあらゆる場所におけるすべての女性及び児女に対するあらゆる形態の差別の撤廃に貢献する。																	
	b (国際) 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び児女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する																	

出典

1. World Economic Forum (2014) "The Global Gender Gap Report 2014"
http://www3.weforum.org/docs/GGGR14/GGGR_CompleteReport_2014.pdf
2. 内閣府 (2015)『平成27年版男女共同参画白書』
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h27/zentai/index.html
3. 内閣府・男女共同参画推進連絡会議 (2011)『『2020年30%』の目標の実現に向けて』
http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/2020_30/pdf/2020_30_all.pdf
4. 総務省統計局 (2015)「労働力調査」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.htm>
5. OECD ホームページ Balancing paid work, unpaid work and leisure
<http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm>
6. World Economic Forum (2014) "Closing the Gender Gap in Japan"
http://www3.weforum.org/docs/WEF_ClosingGenderGap_Japan_Report_2014.pdf
7. European Institute for Gender Equality (EIGE) (2014) "Estimating the costs of gender-based violence in the European Union"
<http://eige.europa.eu/sites/default/files/documents/MH0414745EN2.pdf>
8. 内閣府男女共同参画局 (2010)「第3次男女共同参画基本計画」
http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/
9. 内閣府男女共同参画局 (2015)「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究報告書」
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/2014houkoku.html>
10. 内閣府男女共同参画局 (2014)「『性犯罪被害者支援に関する調査研究』報告書」
http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h26_seihanzai_houkoku.pdf
11. 首相官邸 (2015)「『日本再興戦略』改訂2015」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c16
12. 首相官邸 (2013)「日本再興戦略 中短期工程表」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/koutei_jpn.pdf
13. 内閣府ホームページ 仕事と生活の調和推進のための行動指針
http://www.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html

(注：ウェブサイトの最終アクセスは2015年12月)

水 Water

処方箋 6.1 あらゆる水リスクへの備えと対応

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 災害による 10 万人当たり死者数および被災者数を、2030 年までに X 人以下に引き下げる。
- B. 大規模災害や渇水等の発生時においても最低限必要な水へのアクセス確保の手段を準備する。
- C. 2030 年まで継続的にデータを蓄積し、適宜気候変動リスクへの適応策を見直す。
 - a. 日本が有する水に関する様々な防災・減災の技術やインフラを海外に輸出するとともに人材育成や制度構築等のソフト支援を行う。
 - b. 気候変動の予測や早期警告等を通じて気候変動による災害リスク低減に貢献する。
 - c. 2030 年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、水害などの災害による死者数や被災者数を大幅に削減する。

関連する国連SDGs目標

- 1.5
- 2.4
- 6.5
- 6.a
- 11.5
- 11.b
- 13.1
- 13.2
- 13.3
- 14.3

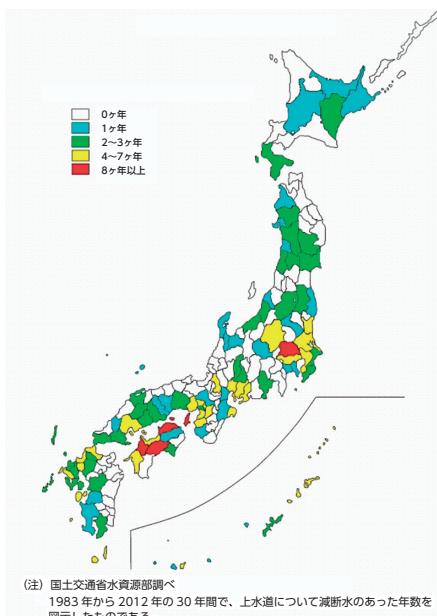


図 6.1-1 最近 30 年の渇水による減断水状況

出典：国土交通省ホームページ 渇水の発生

現状の課題と処方箋設定の背景

消防白書によると、2000 年から 2013 年までの間に、自然災害によって 1 万 8 千人以上の命が失われました（行方不明者も含めると 2 万 1 千人を超えてます）。また、その被害総額は同期間中で 13 兆円にものぼると推計されています。特に水に関する被害は大きく、津波、高潮、洪水、土砂災害、ゲリラ豪雨などに適切に対処することが求められています。

2015 年 3 月に仙台で開催された国連防災世界会議においては、「災害による世界の 10 万人当たり死者数について、2020 年から 2030 年の間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死者数を大幅に削減する。」などのグローバルターゲットを含む「仙台防災枠組み 2015-2030」が採択されました。我が国においては、2005 年から 2015 年の期間に東日本大震災が含まれることから、期間中の死者数や被災者は他国と比較して高くなっています。このことを踏まえると、2020 年から 2030 年の死者数や被災者数を大幅に引き下げるこことを目標とすべきではないでしょうか。

水へのアクセスという観点では、我が国では水道の普及率は 97% を超え、安価で直接飲用できる安全な水が手に入りやすい状況にあります。しかし、近年発生した東日本大震災や豪雨・台風等では水インフラ施設が被害を受け、水供給が長期にわたってストップする事態が発生しました。どのような状況下にあっても、すべての人へ必要最低限の水へのアクセスを確保していくことは持続可能性の観点からとても重要です（図 6.1-1）。

また、温室効果ガスの排出に伴う気候変動によって、降雨量が変化する可能性があり、地域によっては過去に経験したことのない渇水や洪水を経験する可能性もあります（図 6.1-2、図 6.1-3）。これらの変化に対しても備えていかなければなりません。ただし、それぞれの地域で気候がどのように変化するか等については不確実性が高いことに注意が必要です。地域ごとに継続的にデータを蓄積し、気候変動のリスクを評価するとともに、ハード面のみならずソフト面も含めた適応策の見直しを行っていくことが大切です。

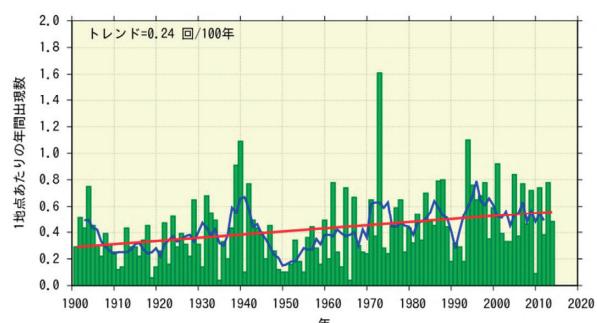


図 6.1-2 異常少雨（極値 1 ~ 4 位）の出現率

出典：気象庁（2015）「気候変動監視レポート 2014」

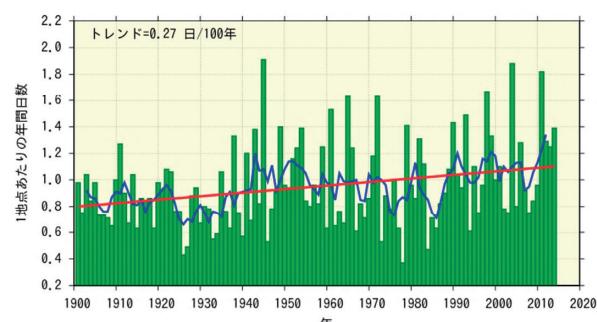


図 6.1-3 日降雨量 100mm 以上の日数

出典：気象庁（2015）「気候変動監視レポート」

水 Water

処方箋 6.2 健全な水循環の維持・確保・拡大と水質の改善

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 土壤を保持し水を育む機能が良好に保たれる森林の割合を2018年までに78%とし（出典11）、2030年にはX%に高める。
- B. 2030年までに都市部における水循環を適正化し、地盤沈下等の影響を受ける地域をなくす。
- C. 2030年までにすべての一級河川において流域委員会（縦割りを排除し、利水・治水・環境について話し合う場）を設け、住民参加で方針を議論する。
- D. 2020年までに環境基準達成率をそれぞれ河川：X%、海域：X%、湖沼：X%にまで高める。
 - a. 持続可能な森林管理の実施支援等を通じて、国際社会における水源地域の保全に貢献する。
 - b. 2030年までに必要に応じて国境を越えた協力などを通じ、あらゆるレベルで統合的な水資源管理を支援する。
 - c. 水および衛生に関する技術移転、インフラ整備支援、人材育成等を通じて、2030年までに世界で水質の汚染等による死亡および病気の件数の大幅減少に貢献する。
 - d. 2025年までに海洋堆積物や富栄養化をはじめ、特に陸上活動によるあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。

関連する国連SDGs目標

- 6.2
- 6.3
- 6.4
- 6.5
- 6.6
- 11.3
- 14.1
- 14.2
- 15.2
- 15.b

現状の課題と処方箋設定の背景

日本各地の水源地域では、人口減少や高齢化等の影響によって森林の適正な維持管理ができない地域が増加しつつあり、水源地の健全性が維持できなくなっています。このまま何も対策を講じなかった場合、土壤を保持し水を育む機能が良好に保たれる森林の割合は現状の74%から今後5年間で56%に低下すると試算されています。このような中、2014年に策定された森林整備保全事業計画では、これらの森林を増加する目標（現状74%から78%）が掲げられており、2030年までにはこれをさらに高めていくことが重要です。

また、都市部では水利用の変化や都市化等に伴う地下浸透・涵養（かんよう）機能の低下によって、河川流量の減少、都市型水害等の増加、湧水の枯渇といった問題が引き起こされています。加えて、近年は沈静化しつつあるものの、未だ、地盤沈下が進行している箇所が存在しているのが現状です（図6.2-1）。地盤沈下は、一度沈下がおこると元の地盤高には回復し得ない不可逆的な現象だと言われています。一方で、地下水位のくみ上げ規制などの取り組みを進めた結果、地下水位が急激に回復し、逆に地下構造物に影響を与える現象も生じています。これらについては十分な検討や評価ができるよう、データ収集を継続的に行うと共に、地下水の需給バランスに配慮しつつ、適正な地下水利用に向けた取り組みを続けていくことが肝要です。

このように健全な水循環を維持・確保・拡大していくためには、一般市民も含めて水に関わる様々な主体が話し合い、方針を議論する場を作っていくことが重要です。

水質に関しては、我が国では水質汚濁に係る基準として人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境保全に関する環境基準（生活環境項目）を定めています。このうち健康項目については、公共用水域における環境基準達成率が99%とほとんどの地点で環境基準を達成しています。一方で、生活環境項目については、湖沼を中心に達成率が低くなっています（図6.2-2）。湖沼や閉鎖性水域の水質改善には時間がかかりますが、少しずつでも改善に向けて努力を続けることが持続可能な社会づくりにつながります。

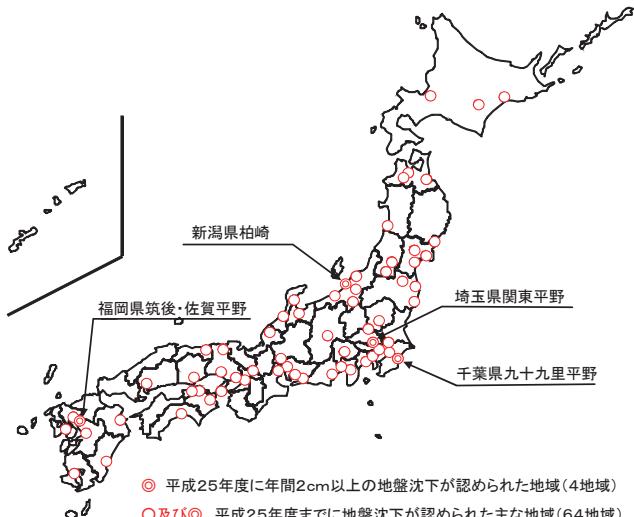


図 6.2-1 地盤沈下の現状

出典：環境省（2014）「平成25年度全国の地盤沈下地域の概況」

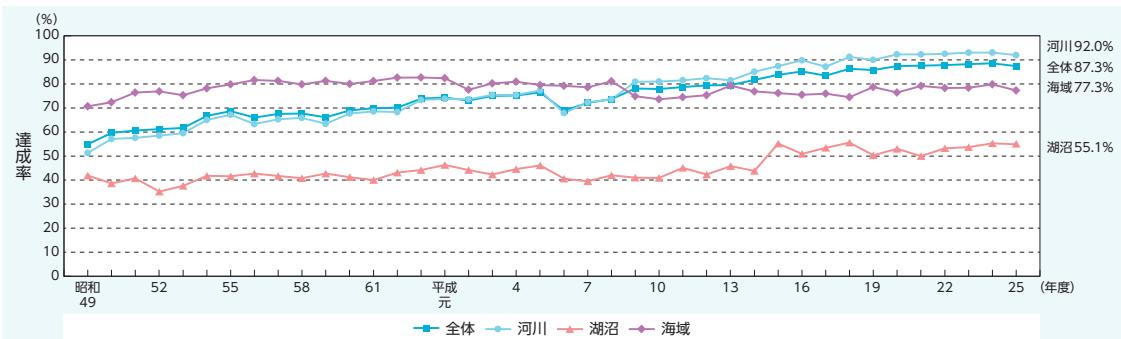


図 6.2-2 環境基準達成率の推移（BODまたはCOD）

出典：環境省（2015）『平成27年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』

水 Water

処方箋 6.3 水リテラシーの向上

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030 年までに使用している水道水の水源や使用した排水の行き先についての認知度を X% 以上に高める。
- B. 水を入口とした環境教育が盛んになり、そのための副読本が作成される。
- C. 2030 年までに市民による水質モニタリングの参加者を X% 増加させ、地域の水環境や生態系に詳しい、市民科学者を X 人育成する。
- D. 2030 年までに水系の災害に対するリテラシーを高める。
 - a. 水および衛生管理向上のため、地域コミュニティの参加を支援・強化する。
 - b. 2030 年までにあらゆる場所の人々が、持続可能な発展および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つよう支援する。
 - c. 開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態に移行するための科学的・技術的な能力の強化を支援する。

関連する国連SDGs目標

4.7 6.b 12.1 12.2 12.6
12.7 12.8 12.a 17.17 17.19

Q あなたの使っている水道の水の水源は何かご存知ですか。

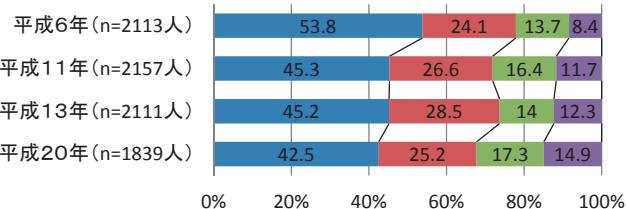
■ 知っている

■ あまり知らない

■ ある程度知っている

■ 知らない

調査回別



》 水源に関する認知度は、低下傾向

現状の課題と処方箋設定の背景

内閣府が 2008 年に実施した調査によると、水道水の水源について「知っている」と回答した人の割合は 42.5% にとどまっており、水源に関する認知度は低下傾向にあります（図 6.3-1）。

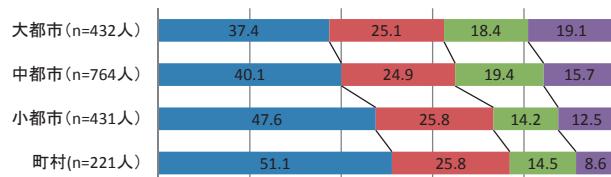
また、都市規模別にみると、大都市ほど水源に対する認知度が低くなっています。年齢別では若年層ほど認知度が低い結果となっています。

私たちがつかっている水がどこから来て、どこへ向かうのかを一人ひとりが把握することによって、下流の受益地域にも水源を守る意識が生まれ、水域単位での統合的な水資源の管理を行うことが可能になると考えられます。また、水をひとつの切り口として、人と自然環境との関わり方について、一人ひとりが考える機会を提供することにもつながります。

また、近年では身の回りの環境に関する市民の理解と関心の深まりを期待して、多くの市民が身近な水環境を全国一斉で調査する取り組みも行われています。2004 年から 11 年間で述べ 76,000 人を超える市民やこどもが参加し、のべ 58,000 地点の調査が行われています。地域の水環境や生態系に詳しい市民科学者が増加することで、これらの活動はさらに地域に根付いた持続可能なものとなると考えられます。

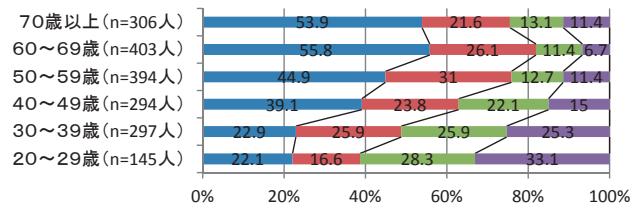
海外でも「World Water Monitoring Challenge」と呼ばれる水源保護に関する教育、啓発プログラムが実施されています。このプログラムは、簡単な水質のモニタリングテストを実施することで市民に水質に関する一般的な指標について理解してもらうとともに、もう一步進んで、市民によるより正式なモニタリング活動へと繋げることを狙いとしています。

都市規模別(平成20年)



》 水供給システムが広域化、複雑化した大都市ほど、水源に対する認知度が低い傾向

年齢別(平成20年)



》 かつての生活と水とのかかわりを知らない若年層ほど、水源に対する認知度が低い傾向

図 6.3-1 水源に関する認知度

出典：国土審議会水資源開発分科会調査企画部会（2014）「第 17 回（今後の水資源のあり方について第 11 回）：08-2 参考資料集（2/3）」より筆者作成

水 Water

処方箋 6.4 世界の水問題解決への貢献

国際貢献目標に
向けた処方箋

- a. 2030 年までにすべての人々に、安全で安価な飲料水への普遍的かつ公平なアクセスおよび適切かつ公平な衛生施設・衛生状態へのアクセスを達成するよう支援を行う。
- b. 上記目標を達成するため、2030 年までの水と衛生問題の ODA の X%以上を我が国が拠出する。
- c. 我が国が有する経験、技術、水災害の教訓等の強みを活かし、引き続き、技術的・人材的に貢献を継続する。

関連する国連SDGs目標

- 6.1
- 6.2
- 6.4
- 6.5
- 6.6
- 6.a
- 17.2
- 17.6

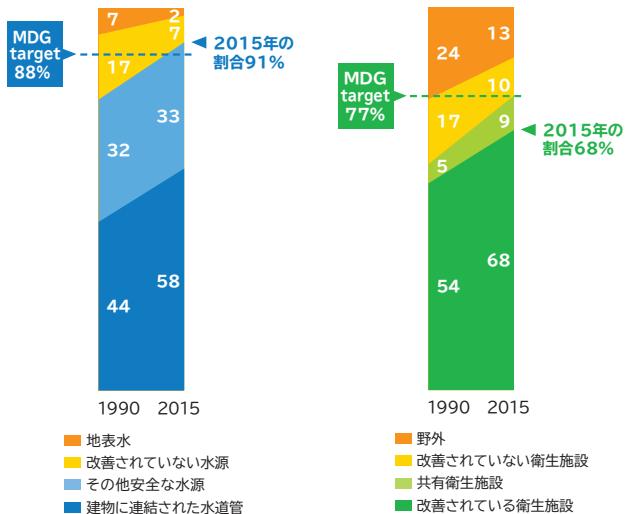


図 6.4-1 ミレニアム目標の水分野の達成状況
出典：UNICEF and WHO (2015) "Progress on Sustainable and Drinking Water" より筆者作成

現状の課題と処方箋設定の背景

ミレニアム開発目標では、水分野における目標として、2015 年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する目標を掲げました。安全な飲料水へのアクセスについては、2010 年に目標を達成し、現在では、90%以上の人々が、安全な飲料水へのアクセスがあるといわれています。他方で、衛生施設に関しては、目標達成が困難な状況にあり、現在でも 24 億人が衛生施設を利用できていません（図 6.4-1）。

我が国はこれまで世界の水問題の解決に大きく貢献してきました。水と衛生分野における政府開発援助（ODA）のうち 2013 年においては 17% と少し小さくなりましたが、それでも水分野の最大のドナーであることに変わりはありません（図 6.4-2）。

私たちは多くの食料を海外から輸入しており、その食料を生産する国において多くの水を消費しています。食料を輸入するということは間接的に水を「輸入している」と考えることができます。この考え方をバーチャルウォーターといいます。2005 年において、海外から日本に輸入されたバーチャルウォーター量は約 800 億 m³ と試算されており、これは日本国内で使用される年間水使用量と同程度となっています（図 6.4-3）。

このように日本は海外での水の消費にも大きな責任があるといえます。このため、世界の水不足等の問題は日本も積極的に貢献していくことが重要です。

また、日本の強みは水供給分野にとどまりません。様々な技術や水災害の教訓等の強みを活かし、水と衛生に関する国際目標や、水資源管理、気候変動等の議論をリードすることにより、世界的な水問題の解決に向けた取り組みに貢献することができます。

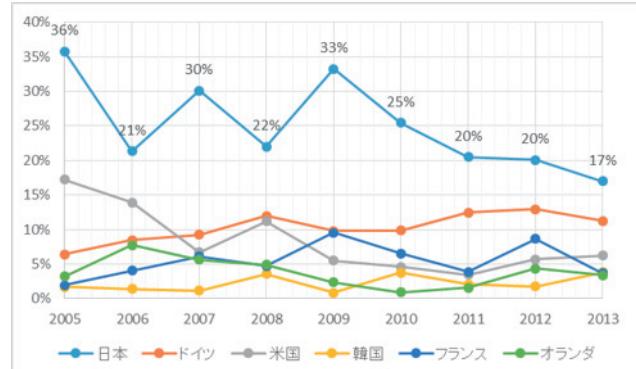


図 6.4-2 水と衛生分野における ODA ドナーの国別シェア推移

出典：OECD.Stat ホームページより筆者作成

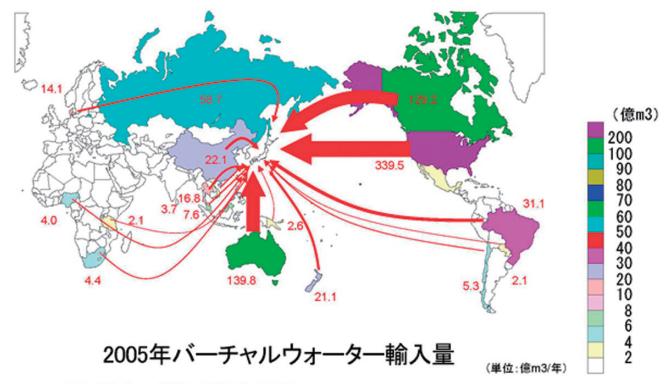


図 6.4-3 2005 年バーチャルウォーター輸入量

出典：環境省ホームページ バーチャルウォーター

水分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 あらゆる水リスクへの備えと対応	A (国内)	10万人当たり死者数および被災者数を、2030年までにX人以下に引き下げる。																
	B (国内)	大規模災害や渇水等の発生時においても最低限必要な水へのアクセス確保の手段を準備する。																
	C (国内)	2030年まで継続的にデータを蓄積し、適宜気候変動リスクへの適応策を見直す。																
	a (国際)	日本が有する水に関する様々な防災・減災の技術やインフラを海外に輸出するとともに人材育成や制度構築等のソフト支援を行う。																
	b (国際)	気候変動の予測や早期警告等を通じて気候変動による災害リスク低減に貢献する。																
	c (国際)	2030年までに貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、水害などの災害による死者数や被災者数を大幅に削減する。																
	A (国内)	土壤を保持し水を育む機能が良好に保たれる森林の割合を2018年までに78%とし(出典11)、2030年にはX%に高める。																
	B (国内)	2030年までに都市部における水循環を適正化し、地盤沈下等の影響を受ける地域をなくす。																
	C (国内)	2030年までにすべての一級河川において流域委員会(縦割りを排除し、利水・治水・環境について話し合う場)を設け、住民参加で方針を議論する。																
処方箋 健全な水循環の維持・確保・拡大と水質の改善	D (国内)	2020年までに環境基準達成率をそれぞれ河川:X%、海域:X%、湖沼X%にまで高める。																
	a (国際)	持続可能な森林管理の実施支援等を通じて、国際社会における水源地域の保全に貢献する。																
	b (国際)	2030年までに必要に応じて国境を越えた協力などを通じ、あらゆるレベルで統合的な水資源管理を支援する。																
	c (国際)	水および衛生に関する技術移転、インフラ整備支援、人材育成等を通じて、2030年までに世界で水質の汚染等による死亡および病気の件数の大幅減少に貢献する。																
	d (国際)	2025年までに海洋堆積物や富栄養化をはじめ、特に陸上活動によるあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。																
	A (国内)	2030年までに使用している水道水の水源や使用した排水の行き先についての認知度をX%以上に高める。																
	B (国内)	水を入口とした環境教育が盛んになり、そのための副読本が作成される。																
	C (国内)	2030年までに市民による水質モニタリングの参加者をX%増加させ、地域の水環境や生態系に詳しい市民科学者をX人育成する。																
	D (国内)	2030年までに水系の災害に対するリテラシーを高める。																
処方箋 水リテラシーの向上	a (国際)	水および衛生管理向上のため、地域コミュニティの参加を支援・強化する。																
	b (国際)	2030年までにあらゆる場所の人々が、持続可能な発展および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つよう支援する。																
	c (国際)	開発途上国に対し、より持続可能な生産消費形態に移行するための科学的・技術的な能力の強化を支援する。																
処方箋 世界の水問題解決への貢献	a (国際)	2030年までにすべての人々に、安全で安価な飲料水への普遍的かつ公平なアクセスおよび適切かつ公平な衛生施設・衛生状態へのアクセスを達成するよう支援を行う。																
	b (国際)	上記目標を達成するため、2030年までの水と衛生問題のODAのX%以上を我が国が拠出する。																
	c (国際)	我が国が有する経験、技術、水災害の教訓等の強みを活かし、引き続き、技術的・人材的に貢献を継続する。																

出典

1. 国土交通省（2015）「平成 25 年水害統計調査」
http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/suigaitoukei/
2. 國審議会水資源開発分科会（2015）「今後の水資源政策のあり方について～水の恵みを享受できる『幅を持った社会システム』への転換～ 答申」
http://www.mlit.go.jp/report/press/water02_hh_000061.html
3. 国土交通省ホームページ 日本の水資源の現状と課題
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk2_000011.html
4. 國審議会水資源開発分科会調査企画部会（2013）「大規模災害等に対する水供給システムへの被災状況と対応」
<http://www.mlit.go.jp/common/001020124.pdf>
5. 國審議会 水資源開発分科会 調査企画部会（2014）「ゼ口水（危機的な渴水）への備え」
<http://www.mlit.go.jp/common/001057775.pdf>
6. 環境省（2014）「平成 25 年度全国の地盤沈下地域の概況」
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/25652.pdf>
7. 環境省（2015）「平成 27 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h27/pdf/2_4.pdf
8. 今後の水環境保全に関する検討会（2011）「今後の水環境保全の在り方について（取りまとめ）」
http://www.env.go.jp/council/former2013/11seto/y110-10/ref01_3.pdf
9. 國審議会水資源開発分科会調査企画部会（2014）「第 17 回（今後の水資源のあり方について第 11 回）：08-2 参考資料集（2/3）」
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/water02_sg_000042.html
10. 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議（2014）「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/24075.pdf>
11. 環境省（2014）『平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h26/pdf.html>
12. 林野庁ホームページ 「森林整備保全事業計画」の策定について
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kanbatu/140530.html>
13. 国土交通省（2014）『平成 26 年版日本の水資源』
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr2_000012.html
14. 全国水環境マップ実行委員会（2014）「第 11 回身近な水環境の全国一斉調査結果概要」
<http://www.japan-mizumap.org/003main/007outline/parts/2014.pdf>
15. World Water Monitoring Challenge ホームページ
<http://www.monitorwater.org/default.aspx>
16. 環境省ホームページ バーチャルウォーター
https://www.env.go.jp/water/virtual_water/
17. UNICEF and WHO (2015) "Progress on Sanitation and Drinking Water – 2015 update and MDG assessment"
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/177752/1/9789241509145_eng.pdf?ua=1
18. OECD.Stat ホームページ
<http://stats.oecd.org/Index.aspx>
19. 国土交通省ホームページ 渴水の発生
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk2_000015.html
20. 気象庁（2015）「気候変動監視レポート 2014」
<http://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/>
21. 総務省統計局（2015）「第 29 章 災害・事故」『第六十五回 日本統計年鑑 平成 28 年』
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/29.htm>
22. 総務省統計局（n.d.）「日本の長期統計系列：第 29 章 災害・事故」
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/29.htm>

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

資源・エネルギー Resource/Energy

処方箋7.1 効率的なエネルギー利用

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに世界のエネルギー効率の改善速度を倍増させる目標（SDG 7.3）に貢献するべく、国内の年間平均一次エネルギー効率改善率X%/年以上を達成する。
- B. 温室効果ガスの大幅削減に寄与するエネルギー効率の高い技術の開発・普及を促進する。

- a. 技術協力等を通じて、世界のエネルギー効率改善に貢献する。

関連する国連SDGs目標

7.3	7.a	9.2	9.4	9.5
12.1	12.2	12.5	12.7	12.a
12.c	13.2	17.6	17.7	

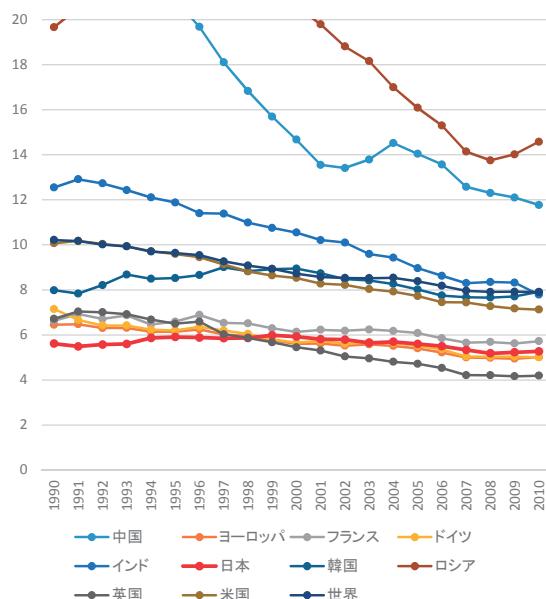


図 7.1-1 GDP (PPP)あたり一次エネルギー消費量推移

出典：The World Bank ホームページ World Bank Indicators より
筆者作成

現状の課題と処方箋設定の背景

SDGs のターゲット 7.3 では「世界のエネルギー効率（ここでは GDPあたりの一次エネルギー消費量の意味で使用します）の改善の速度を倍増させる」ことが掲げられています。これは、2011年9月に、潘基文国連事務総長が提起した SE4ALL と呼ばれるイニシアティブに準拠しているものです。1990から2010年の20年間で、エネルギー効率は年率1.3%の改善率で推移しましたが、2030年にはこれを倍の2.6%にまで高めるという目標となっています（図7.1-1）。

1990年から2010年にかけての各国のエネルギー効率の推移は図7.1-1に示す通りです。1990年代前半には日本は世界で最高レベルのエネルギー効率を誇っていましたが、諸外国のエネルギー効率が大きく改善する中で、日本はほぼ横ばいで推移しており、1990から2010年にかけてのエネルギー効率の改善率は0.3%にとどまっています（図7.1-2）。

このような中、我が国のエネルギー関連の計画では、これまでより大幅なエネルギー効率改善速度を目指した計画を策定しています。例えば、2015年7月に経済産業省が発表した長期エネルギー需給見通しでは、徹底した省エネを実施した結果として、2030年までに年率1.7%の経済成長のもとで、エネルギー消費量の削減を見込んでおり、これは年率およそ2.4%程度のエネルギー効率の改善率に相当します。また、2012年に国家戦略室（当時）が発表したエネルギー・環境に関する選択肢における各シナリオの一次エネルギー効率の改善率は年率2.0～2.3%程度となっています。

これらのような社会全体を統合的に評価して策定されたシナリオ等を参考にしつつ、世界のエネルギー効率の改善速度を倍増させる目標に、日本も貢献するという観点から、具体的な目標を設定することが望まれます。

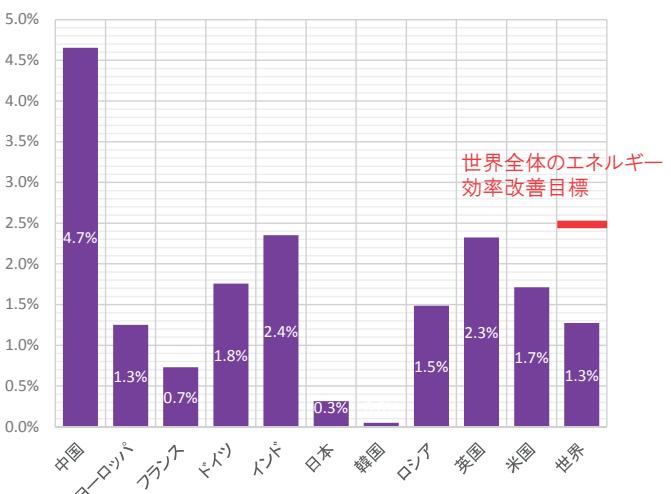


図 7.1-2 1990-2010における年間平均エネルギー効率の改善率

出典：The World Bank ホームページ World Bank Indicators より
筆者作成

資源・エネルギー Resource/Energy

処方箋7.2 再生可能エネルギーの普及拡大

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2030年までに我が国の一次エネルギー / 最終エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合をX%へと拡大させる。
- B. 再生可能エネルギーの大量普及社会に向けて電力システム改革を完成させるとともに、必要な技術開発・インフラ整備を行う。
 - a. 技術協力等を通じて、世界の再生可能エネルギー普及に貢献する。
 - b. 開発途上国におけるエネルギーへのアクセスを向上させるため、再生可能エネルギーの普及を支援する。

関連する国連SDGs目標

7.2	7.a	7.b	9.1	9.4
9.5	9.a	11.1	12.1	12.2
12.4	12.5	12.7	12.a	12.c
17.6	17.7			

現状の課題と処方箋設定の背景

SDGsのターゲット7.2では、「世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーを大幅に増加させる」という目標が挙げられています。このSDGsターゲットでは少し抽象的な表現になっていますが、処方箋7.1にあげたSE4ALLでは、最終エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率を2030年までに倍増するという、より具体的な目標となっています。

我が国では2011年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が導入され、再生可能エネルギーが急速に普及しつつあります。しかしながら、我が国の一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギー比率は2013年時点で7%程度にとどまっています（図7.2-1）。

我が国では、明確に再生可能エネルギーの導入量の目標は定めていませんが、経済産業省が2015年に公表した「長期エネルギー需給見通し」では、2030年において一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの比率は13から14%程度が見込まれています。また、環境省が2015年に公表した報告書では、14から21%にまで拡大することを見込んでいます。さらに、2012年にエネルギー・環境会議が発表したシナリオでは、再生可能エネルギーの比率は15から24%と見込まれています。

再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出せずに我が国のエネルギー自給率を高めることができることから、持続可能な社会作りにおいては欠かすことができないエネルギー源です。

エネルギーへの費用負担が過剰にならないよう配慮を十分に行いつつも、再生可能エネルギーを可能な限り普及・拡大させていくことが重要です。大幅な再生可能エネルギーの導入目標を達成するためには、電力システム改革を完成させるとともに、電力のみならず、熱や交通分野においても再生可能エネルギー普及に向けた技術開発投資やインフラ整備を集中的に行っていくことが重要です。

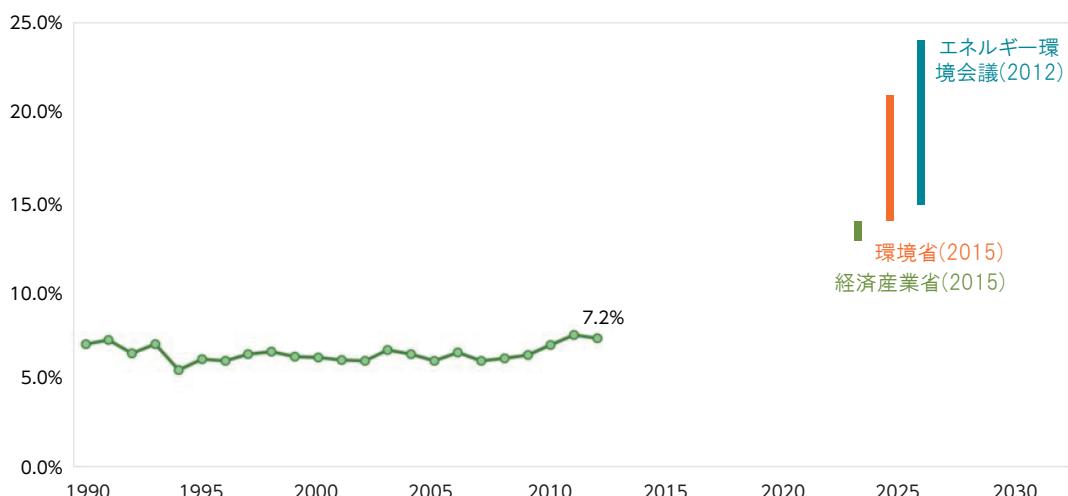


図 7.2-1 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合推移と目標

出典：経済産業省資源エネルギー庁（2015）「平成26年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2015）」、経済産業省（2015）「長期エネルギー需給見通し」、環境省（2015）「平成26年度2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討委託業務報告書」およびエネルギー・環境会議（2012）「エネルギー・環境に関する選択肢シナリオ詳細データ」より筆者作成

資源・エネルギー Resource/Energy

処方箋7.3 エネルギーリテラシーの向上と、エネルギー自治

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 2020年までに予定されている電力システム改革を着実に実施し、消費者が電力等の種類を選べるようにする。
- B. あらゆるエネルギー関連施設の建設・運営において、地元住民の意思が尊重される。
- a. 開発途上国において、多様な主体の参画に基づくエネルギー自治を実施していくために、透明性の高い公共機関の設置や関連人材育成を支援する。

関連する国連SDGs目標

7.1	9.4	9.5	11.3	12.6
12.7	12.8	16.6	16.7	17.9
17.15	17.16	17.17	17.18	

現状の課題と処方箋設定の背景

持続可能性の高いエネルギー・システムを構築するためには、それぞれのエネルギーの特性や我が国の経済・社会がおかれている状況に鑑み、どのようなエネルギーをどのように利用していくかについて国民自身あるいは地域住民自身が判断・選択していくことが求められます。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、我が国においても地域住民が主体となって再生可能エネルギー事業に取り組む事例が数多く見られるようになりました。また、地域において再生可能エネルギー条例を定めている自治体も増加してきています。このような地域では、住民同士の活発な意見交換が行われており、エネルギー・リテラシーが著しく高まっています。

また、現在制度設計が進められているもののひとつにエネルギー・システムの一体改革があります。これまで日本では、消費者は電力会社等の選択肢が限定的であり、ある程度居住している地域に応じて決まっていましたが、計画では2016年から消費者は電気が選べるようになり、2020年には送配電網が公平に使えるようになる予定です（図7.3-1）。

消費者がエネルギーを選択できる時代においては、消費者がエネルギーについて適切な判断・選択を行うためのリテラシーを身につけておく必要があります。経済性に加えて、温室効果ガスの排出、廃棄物の発生・処分、供給安定性、安全性、地域への経済効果など様々な側面にも配慮したエネルギー選択が行われることが重要になってきます。

エネルギー・リテラシーが高い社会においては、いかなる主体も地元や周辺地域の住民の意思を無視してエネルギー関連施設の建設・運営を行うことはできません。住民主体による新しいエネルギー自治の時代を目指していくことが重要です。

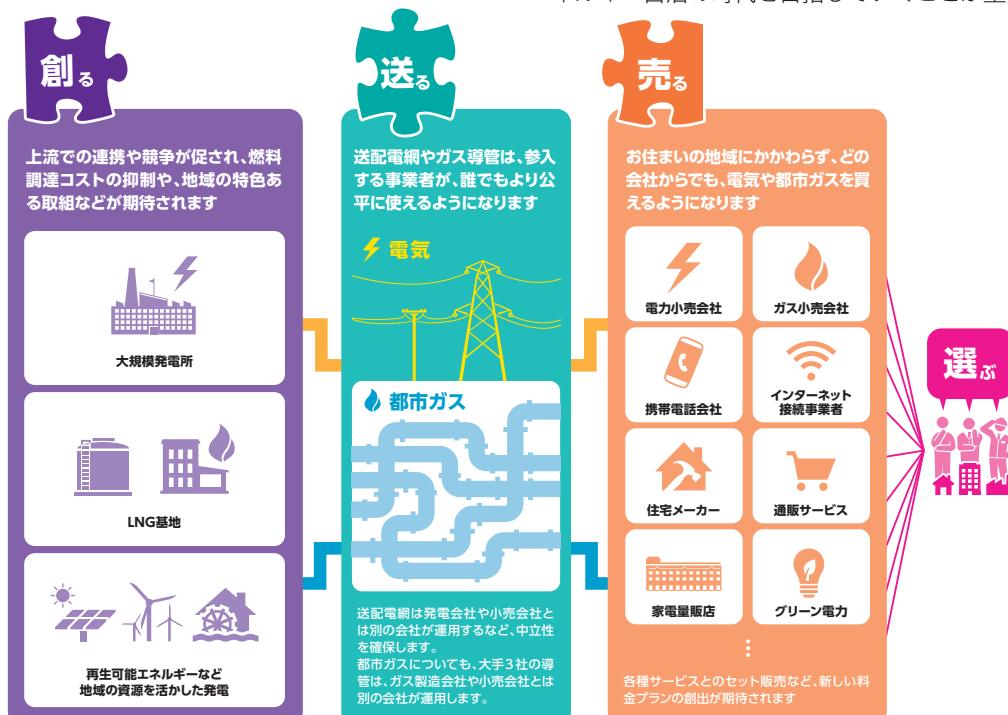


図 7.3-1 エネルギーシステムの一体改革

出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ エネルギーシステムの一体改革について

資源・エネルギー Resource/Energy

処方箋 7.4 資源生産性の向上

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 資源生産性を 2020 年までに 46 万円 / トンに、
2030 年には X 万円 / トンにまで高める。
 - B. 循環利用率を 2020 年までに 17% に、2030
年には X% にまで高める。
 - C. 最終処分量を 2020 年までに 1,700 万トンに
2030 年には X トンにまで削減する。
 - D. 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み
(10YFP) を国際的に先導する。
-
- a. アジア 3R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模
での循環型社会の形成を目指す。
 - b. 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資
源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源
の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件と
した、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円
滑化を図る。
 - c. 2030 年までに資源利用効率の向上とクリーンな
環境に配慮した技術および産業プロセスの導入拡
大を通じた、インフラの改良や産業の改善等を支
援し、その持続可能性を向上させる。

関連する国連SDGs目標

- 8.4
- 9.4
- 11.6
- 12.1
- 12.2
- 12.3
- 12.4
- 12.5
- 12.6
- 12.7
- 12.a
- 12.c

現状の課題と処方箋設定の背景

我が国における 3R（リデュース、リユース、リサイクル）について、3R の取り組みの進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取り組みは着実に進展しています。

また、循環資源の高度利用・資源確保は、国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まる予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分されています。

さらに、東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識が高まっています。

一方で、途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加しています。そのうち約 4 割はアジア地域で発生しており、2050 年には、2010 年の 2 倍以上となる見通しです。

このような状況の下、より少ない資源の投入でより高い価値を生み出す資源生産性を始めとする物質フロー目標の一層の向上が求められています。このような観点から、我が国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」において資源生産性、循環利用率、最終処分量の 3 つの指標について、2020 年度までの目標値を定めています（図 7.4-1、7.4-2、7.4-3）。

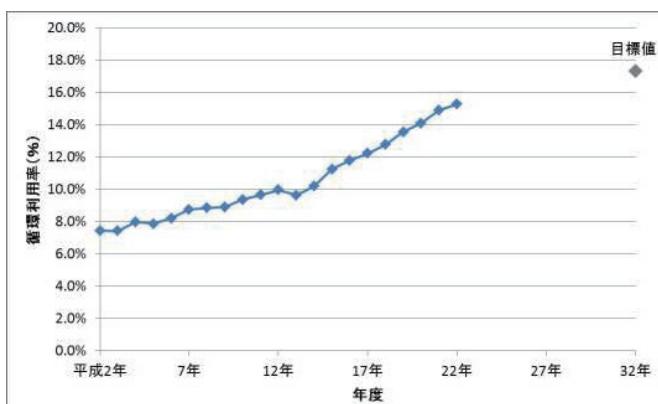


図 7.4-2 循環利用率の推移と目標

出典：環境省（2013）「第三次循環型社会形成推進基本計画」

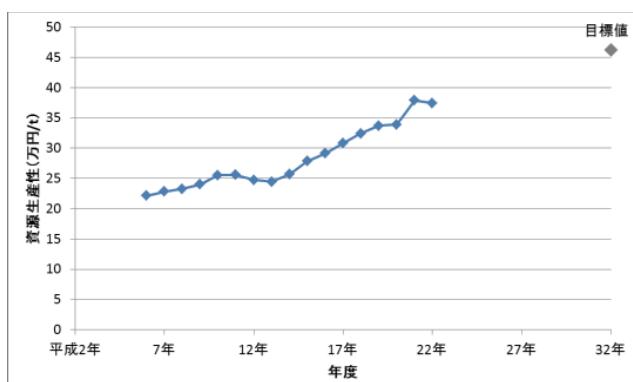


図 7.4-1 資源生産性の推移と目標

出典：環境省（2013）「第三次循環型社会形成推進基本計画」

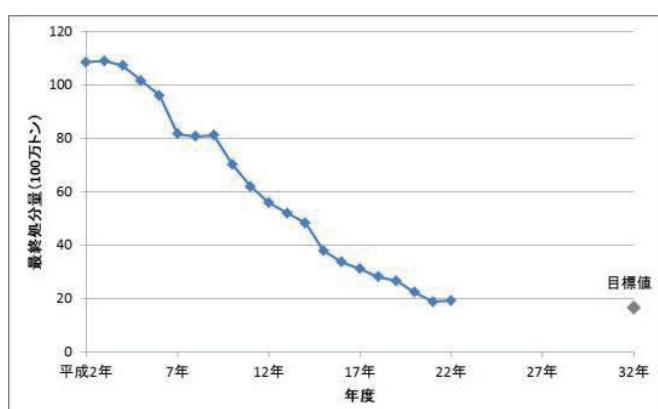


図 7.4-3 最終処分量の推移と目標

出典：環境省（2013）「第三次循環型社会形成推進基本計画」

資源・エネルギー一分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 効率的なエネルギー利用	A (国内)	2030 年までに世界のエネルギー効率の改善速度を倍増させる (SDG 7.3) 目標に貢献するべく、国内の年間平均一次エネルギー効率改善率 X% / 年以上を達成する。																
	B (国内)	温室効果ガスの大幅削減に寄与するエネルギー効率の高い技術の開発・普及を促進する。																
	a (国際)	技術協力等を通じて、世界のエネルギー効率改善に貢献する。																
	A (国内)	2030 年までに我が国の一次エネルギー / 最終エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を X% へと拡大させる。																
	B (国内)	再生可能エネルギーの大量普及社会に向けて電力システム改革を完成させるとともに、必要な技術開発・インフラ整備を行う。																
再生可能エネルギーの普及拡大	a (国際)	技術協力等を通じて、世界の再生可能エネルギー普及に貢献する。																
	b (国際)	途上国におけるエネルギーへのアクセスを向上させるため、再生可能エネルギーの普及を支援する。																
	A (国内)	2020 年までに予定されている電力システム改革を着実に実施し、消費者が電力等の種類を選べるようにする。																
エネルギーリテラシーの醸成・エネルギー景観	B (国内)	あらゆるエネルギー関連施設の建設・運営において、地元住民の意思が尊重される。																
	a (国際)	開発途上国において、多様な主体の参画に基づくエネルギー自治を実施していくために、透明性の高い公共機関の設置や関連人材育成を支援する。																
	A (国内)	資源生産性を 2020 年までに 46 万円 / トンに、2030 年には X 万円 / トンにまで高める。																
処方箋 循環型社会の実現	B (国内)	循環利用率を 2020 年までに 17% に、2030 年には X % にまで高める。																
	C (国内)	最終処分量を 2020 年までに 1,700 万トンに 2030 年には X トンにまで削減する。																
	D (国内)	持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP) を国際的に先導する。																
	a (国際)	アジア 3R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成を目指す。																
資源生産性の向上	b (国際)	有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが開発途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化を図る。																
	c (国際)	2030 年までに資源利用効率の向上とクリーンな環境に配慮した技術および産業プロセスの導入拡大を通じた、インフラの改良や産業の改善等を支援し、その持続可能性を向上させる。																

出典

1. 経済産業省（2014）「エネルギー基本計画」
<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf>
2. 経済産業省（2015）「長期エネルギー需給見通し」
http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150716004/20150716004_2.pdf
3. 環境省（2015）「平成 26 年度 2050 年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討委託業務報告書」
<http://www.env.go.jp/earth/report/h27-01/>
4. 環境省（2014）「平成 25 年度 2050 年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討報告書」
<https://www.env.go.jp/earth/report/h26-01/>
5. 経済産業省資源エネルギー庁（2015）『平成 26 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2015）』
<http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2015pdf/>
6. International Energy Agency (IEA) and the World Bank (2015) “Sustainable Energy for All 2015 – Progress Toward Sustainable Energy”
<http://www.worldbank.org/content/dam/Worldbank/Event/Energy%20and%20Extractives/Progress%20Toward%20Sustainable%20Energy%20-%20Global%20Tracking%20Framework%202015%20-%20Key%20Findings.pdf>
7. The World Bank ホームページ Sustainable Energy for All
<http://data.worldbank.org/data-catalog/sustainable-energy-for-all>
8. 経済産業省資源エネルギー庁 「総合エネルギー統計」
http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html#headline2
9. エネルギー・環境会議（2012）「エネルギー・環境に関する選択肢 シナリオ詳細データ」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/sentakushi/database/shousai-data_shincho+seicho+teiseicho.xls
10. 経済産業省資源エネルギー庁（2014）『平成 25 年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2014）』
<http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2014pdf/>
11. 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ エネルギーシステムの一体改革について
http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/energy_system_reform/
12. 環境省（2013）「第三次循環型社会形成推進基本計画」
http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/keikaku_3.pdf
13. The World Bank ホームページ World Development Indicators
<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators>

（注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月）

生物多様性

Biodiversity

処方箋 8.1 生物多様性の保全

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. 生物多様性国家戦略 2012-2020 を確実に実施する。
- B. 外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入する。
- C. 水産資源を、各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、科学的な管理計画を実施する。
- a. 2020 年までに様々な生態系の保護・回復に貢献し、生態系サービスの持続可能な利用を確保する。
- b. 2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- c. 国際合意に基づき、遺伝資源の公平な利用と、適切なアクセスの推進に貢献する。
- d. 保護対象の動植物種の密猟及び違法取引を終焉させる取り組みに貢献する。
- e. 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- f. 2025 年までに海洋堆積物や富栄養化をはじめ、特に陸上活動によるあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。

関連する国連SDGs目標

2.4	4.7	6.6	14.1	14.2
14.4	14.5	14.a	14.c	15.1
15.2	15.3	15.4	15.5	15.6
15.7	15.8	15.9	15.a	15.b
15.c				

主な分類群の絶滅危惧種の割合

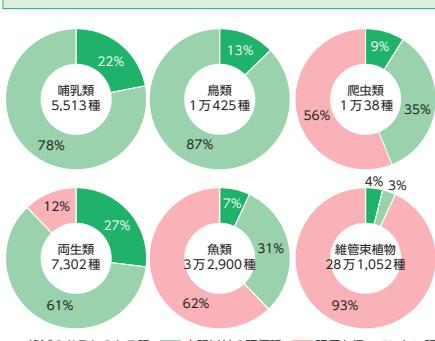


図 8.1-1 國際自然保護連合 (IUCN) による絶滅危惧種の評価状況
出典:環境省(2015)『平成27年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』

現状の課題と処方箋設定の背景

地球上には様々な生物が存在しており、その数は未確認のものを入れれば 3,000 万種にもものぼると推定されています。国際自然保護連合 (IUCN) では、絶滅の恐れがある種（絶滅危惧種）を「レッドリスト」として毎年公表していますが、2014 年 6 月のレッドリストでは、評価した 76,201 種のうちの約 3 割を絶滅危惧種と選定しています（図 8.1-1）。

また、国連が 2001 年から 2005 年にかけて実施したミレニアム生態系評価では、過去数百年の間に人類によって種の絶滅速度は自然状態の最大 1,000 倍程度にまで高まった可能性を指摘するとともに、将来にわたってはさらに現状の 10 倍の速度に早まる可能性を示唆しています。また、このような生態系サービスの劣化は、貧困に苦しむ人々に影響を与えており、ミレニアム開発目標の達成がより困難になっていることなどを指摘しています。このように貧困と生物多様性は密接に絡んでおり、持続可能な社会の構築において、生物多様性の保全は欠かすことのできない要素となっています。

このような中、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が 2010 年に愛知県名古屋市で開催され、世界の生物多様性の目標として「戦略計画 2011-2020」が採択されました。戦略計画は、5 つの戦略目標と愛知目標と呼ばれる 20 のターゲット（個別目標）で構成されています（図 8.1-2）。我が国は、愛知目標達成のため、開発途上国の能力開発を行うことなどを目的にした「生物多様性日本基金」を生物多様性条約事務局に設置するとともに、これまでに合計で 50 億円を拠出しています。

一方で、日本の生態系の状況に目を向けると、我が国の既知の生物種数は約 9 万種、まだ知られていないものも含めると 30 万種を超えると推定されています。しかし、2010 年に環境省によって実施された生物多様性総合評価では、「人間活動にともなう我が国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的にみれば損失は今も続いている。特に、陸水生態系、沿岸・海洋生態系、島嶼（とうしょ）生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にある。」と評価されています（図 8.1-3）。

我が国でも愛知目標の達成に向けたロードマップとして 2012 年に「生物多様性国家戦略 2010-2020」が策定されました。これを着実に実施することが求められています。



図 8.1-2 戦略計画 2011-2020 のビジョンとミッション

出典: 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 愛知目標

2010 年までの生物多様性の損失	損失の状態と傾向		損失の要因(影響力の大きさ)と現在の傾向						
	本來の生態系の状態からの損失	1950 年代後半の状態から徐々に損失と変遷の傾向	第 1 の危機	第 2 の危機	第 3 の危機	外來種	化学物質	地球温暖化の危機	その他
森林生態系	■	□	○	×	○	○	○	○	○
農地生態系	—	□	○	○	○	○	○	○	農作物や家畜の品種等の減少
都市生態系	—	□	○	—	—	○	○	○	
陸水生態系	■	□	○	○	○	○	○	○	
沿岸・海洋生態系	■	□	○	—	—	○	○	○	サンゴ生物の異常死等の現象が観察される
島嶼生態系	■	□	○	—	—	○	○	○	
評価対象	状態		要因						
	現在の損失の大きさ	損失の現在の傾向	評価期間における影響力の大きさ	要因の影響力の現在の傾向					
凡例	損失がわざわざない	回復	弱い	○	減少	△			
	やや損失がわざわざいる	横ばい	中程度	○	横ばい	△			
	損失がわざわざいる	消失	強い	●	増大	△			
	大きく損失がわざわざいる	急速な消失	非常に強い	●	急速な増大	△			

注: ■: 本來の生态系の状態からの損失がわざわざないことを示す。
□: 本來の生态系の状態からの損失がわざわざいることを示す。損失が大きくなる傾向がある場合を示す矢印マークが付いていることに特に留意が必要であることを示す。
*1: 高度に開拓された農地等での生物多様性の減少。
*2: 道路等の開拓による生物多様性の減少。
*3: 沿岸・海洋生態系についてはやや損失がわざわざいるものの、外洋側については現象である。

表 8.1-3 日本の生物多様性の損失評価の結果

出典: 環境省生物多様性総合評価検討委員会 (2010)
「生物多様性総合評価の概要」

生物多様性分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 8.1 生物多様性の保全	A (国内) 生物多様性国家戦略 2012-2020 を確実に実施する。																	
	B (国内) 外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入する。																	
	C (国内) 水産資源を、各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、科学的な管理計画を実施する。																	
	a (国際) 2020 年までに様々な生態系の保護・回復に貢献し、生態系サービスの持続可能な利用を確保する。																	
	b (国際) 2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。																	
	c (国際) 国際合意に基づき、遺伝資源の公平な利用と、適切なアクセスの推進に貢献する。																	
	d (国際) 保護対象の動植物種の密猟及び違法取引を終焉させる取り組みに貢献する。																	
	e (国際) 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。																	
	f (国際) 2025 年までに海洋堆積物や富栄養化をはじめ、特に陸上活動によるあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。																	

出典

1. 環境省 (2012) 「生物多様性国家戦略 2012-2020 ~豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ~」
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/20763.pdf>
2. 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議 (2014) 「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/24075.pdf>
3. 環境省 (2014) 『平成 26 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h26/pdf.html>
4. Convention on Biological Diversity ホームページ Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020, including Aichi Biodiversity Targets
<https://www.cbd.int/sp/default.shtml>
5. 環境省 (n.d.) 「ミレニアム生態系評価の概要」
http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=11347&hou_id=9660
6. Millennium Ecosystem Assessment (2005) *Ecosystems and Human Well-being: Synthesis*. Island Press, Washington, DC.
<http://www.millenniumassessment.org/documents/document.356.aspx.pdf>
7. 環境省 (2015) 『平成 27 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』
<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h27/pdf.html>
8. 環境省生物多様性総合評価検討委員会 (2010) 「生物多様性総合評価報告書」「生物多様性総合評価の概要」
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/jbo/jbo/index.html>
9. 環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 愛知目標
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/>

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

ガバナンス Governance

処方箋 9.1 SDGs 達成に向けた制度の構築

国内目標に
向けた処方箋

- A. 国内に政策の一貫性を確保するための仕組みを導入する。
- B. 地方自治体でSDGsを実施できるよう、必要な支援を行う。
- C. ステークホルダーと議論しながらSDGsを実現するしくみを構築する。
- D. 政策を確実に実施するための官民を超えたパートナーシップを奨励し、そのための資金源を確保する。
- E. 処方箋に書かれた政策の進捗を図るために指標を設定し、モニタリングする。
 - a. 発展途上国でSDGsの効果的実施およびそのための仕組み、統計的能力が構築されるよう支援する。
 - b. 国連および地域レベルでのSDGs実施、およびフォローアップとレビューが効果的に行われるためのリーダーシップを発揮する。
 - c. 日本におけるSDGs実施に関して得られた教訓や技術等を国際的に発信する。

国際貢献目標に
向けた処方箋

関連する国連SDGs目標

- 16.6
- 16.7
- 17.6
- 17.7
- 17.9
- 17.14
- 17.15
- 17.16
- 17.17
- 17.18

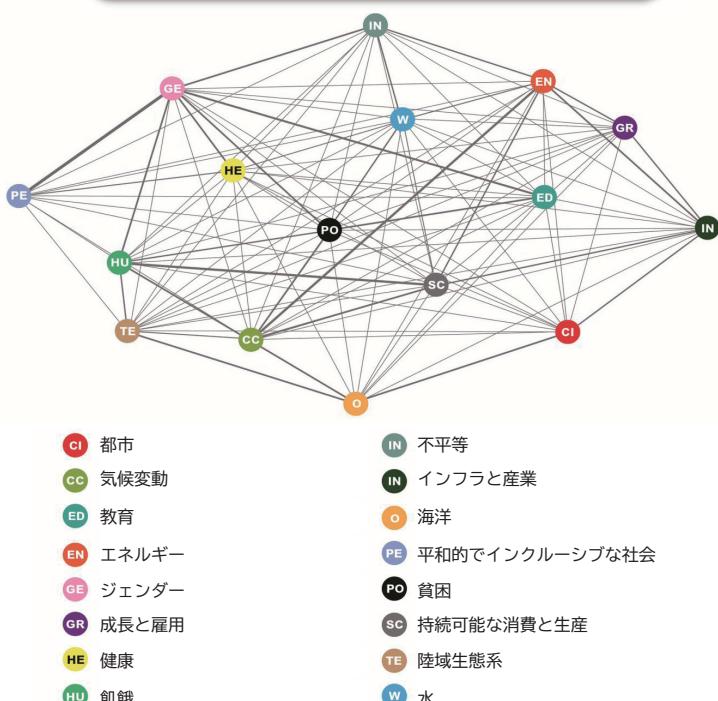


図 9.1-1 SDGs の各目標の相関性

出典：UN (2015b) "Global Sustainable Development Report"
より筆者作成

現状の課題と処方箋設定の背景

持続可能な発展のための2030アジェンダでは、「地球規模レベルの目標を踏まえつつ、各國のおかれた状況を念頭に各國政府が定める」、また各國政府は「グローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくこと」が明記されています。

SDGsは環境・経済・社会の持続可能な発展の3つの側面を統合しており、それぞれがリンクしていることから（図9.1-1）、各國政府はバランスのとれた形でSDGsの国内実施に向けた政策を指揮していくことが不可欠です。その指揮にあたり持続可能な発展に関する事項を扱う省庁は国内政策の一貫性を確保する役割を果たすと考えられます。例えば、フランスにはエコロジー・持続可能な発展・エネルギー省、マルタ共和国には持続可能な発展・環境・気候変動省、ルクセンブルグには持続可能な発展・インフラストラクチャー省が存在します。しかし、我が国では持続可能な発展に関する事項を横断的に管理して、政策の一貫性を確保するような省庁はありません。今後、SDGsを効果的に実施していくためには、持続可能な発展を扱う省庁、あるいはSDGsの実施を管理し、把握できるような制度を導入することが求められます。また、そのような仕組みの下で、当処方箋で提案している事項について、民主的に議論を行うプロセスを確立することも必要です。

また、政府の立案する国内目標と、各地方におけるSDGsの課題や優先順位は同じではありません。そのため、地方自治体がSDGsに関する意識を向上する支援に加えて、各地域の持続可能な発展に関する活動の歴史や文化的背景に鑑みて、どのようなSDGsを策定し実施することができるかという点を支援することも重要です。

政府や地方自治体が目標を設定した後には、効果的に目標を実施することが必要となります。SDGsでは、政府、市民社会、民間セクター、国連機関やその他のセクターのアクターを集結し知識や知見、技術や資源など、利用可能な資源を動員しながら、グローバル・パートナーシップを強化することが明記されています（ターゲット17.16）。2002年に開催された持続可能な発展に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）、またRio+20においてもパートナーシップの構築が強調されました。透明性の課題も指摘されています。SDGsの実施に向けて、このような課題を解決するような手法も必要です。

国連では、マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを促進するために、SDGs実施のためのパートナーシップに関するオンライン・プラットフォームを2015年9月に設置しました。現在のところ、17の目標について1920のパートナーシップ事業が登録されています（2015年12月）。

パートナーシップの促進により利用可能な資源が動員され、国内目標が実施されると、その進捗をレビュー（モニタリング）することが大切です。これは、国連で合意されるグローバルな指標を利用し、国が制定する指標で補完しながら進捗が測られます。持続可能な発展のための2030アジェンダでは、どのように進捗を測るかという点についての簡単な記述はありますが、具体的な実施体制についての国際制度はまだ決まっていません。持続可能な発展に関するこれまでの教訓を基に、指標の作成やレビューの取りまとめを行う国内制度を構築すること、また我が国がアジアをはじめとする地域や国連におけるレビューについて積極的に貢献することが求められます。

ガバナンス Governance

処方箋 9.2 SDGs 達成に向けた 資金の動員

国内目標に
向けた処方箋

国際貢献目標に
向けた処方箋

- A. SDGs 達成のために、領域横断的な政策が必要となる課題に対して、特に予算を確保する。
- B. パートナーシップの促進により、SDGs 達成に向けた民間企業の活動・投資・イノベーション・資金の動員を強化する。
 - a. 開発途上国で SDGs が効果的に実施されるよう支援する。
 - b. パートナーシップの促進により、SDGs 達成に向けた民間企業の活動・投資・イノベーション・資金の動員を強化する。
 - c. SDGs の実施、およびフォローアップとレビューが効果的に行われるための多国間および二国間資金援助を強化する。
 - d. 開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 から 0.20% にする (SDG17.2)。

関連する国連SDGs目標

17.1 17.2 17.3 17.16 17.17

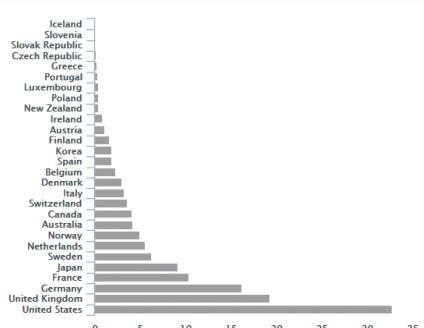


図 9.2-2 ODA 合計額 (10 億米ドル)

出典：OECD ホームページ Official Development Assistance 2014

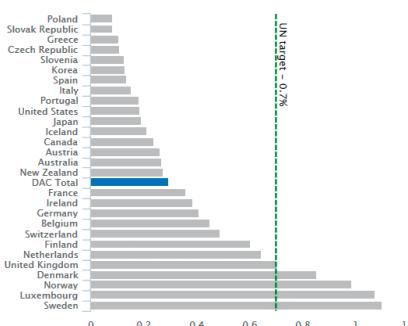


図 9.2-3 ODA 支出純額対 GNI 比 (%) (2014)

出典：OECD ホームページ Official Development Assistance 2014

現状の課題と処方箋設定の背景

SDGs を効果的に実践するためには、分野横断的な対応が必要な課題もあります。例えば、教育費の家計負担などの経済的要因、あるいは第 1 子出産前後の女性の継続就業率の低さや待機児童の問題など社会的要因が、少子化問題の大きな要因となっています。また、障害を持つ人々がそれぞれのニーズにあつた教育を受けたあと、満足できるような雇用の機会が限られているという問題も分野横断的な課題のひとつです。このような持続可能な社会に向けた課題に柔軟に対応するために、縦割りではない分野横断的な予算を確保することが重要です。

SDGs では、政府、市民社会、民間セクターの知識や知見、技術や資金源など、利用可能な資源を動員しながら、パートナーシップの強化を目指しています。民間資金の活用については、我が国ではプライベート・ファイナンス・イニシアティブ (PFI) という公共施設の建設や維持管理を民間の資金や技術能力を活用する手法を用いて、効率的に公共サービスを提供する事業を促進しています。PFI 事業数は増加しており、2014 年 3 月で約 4 兆 5 千億円に達しています（図 9.2-1）。もちろん、PFI はコストの削減や質の高い公共サービスの提供を目的として枠組みが構築されているため、持続可能な社会の促進を目的とする SDGs とはアプローチが異なります。しかし、SDGs を効率的に実施していくためには、民間セクターのもつ能力と資金も公共サービスと同じように必要です。また、後発開発途上国における教育や保健に関する活動への民間投資や企業の活動などを促進する仕組みも必要です。

なお、我が国は政府開発援助（ODA）を 1970 年代以降増加させ、1989 年にアメリカを抜き世界最大の援助国となり、この状況は 2000 年まで続きました。しかし国内の厳しい経済・財政状況を背景に、徐々に ODA 総額を減少し、現在では世界第 5 位となっています（図 9.2-2）。イギリス、フランスなどは 2000 年以降同じく財政難の中で ODA を増額しています。国民総所得（GNI）比で見ると、開発援助委員会（DAC）加盟 23 カ国中、0.19% で第 18 位であり、決して援助大国とは言えないのが現状です（図 9.2-3）。国際社会への貢献は国のイメージにもつながり、また他の国々と良好な関係を築く上でも重要です。また SDGs に掲げられている貧困削減や気候変動など地球規模課題を解決していく上で、特に ODA が歳入の大部分を占める後発開発途上国に向けた ODA を増額していくことは極めて重要で、テロの原因を排除するという意味で安全保障にも関係する活動です。一方、途上国全体で見ると ODA の役割は減少傾向にあります。したがって、海外直接投資（FDI）を呼び込むための支援や税金などによる国内資金を増やすための支援も重要です。

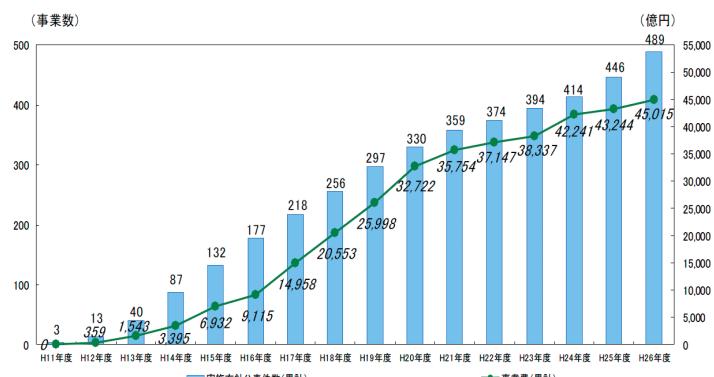


図 9.2-1 PFI 事業数及び事業費の推移

出典：内閣府（2015）「PFI の現状について」

ガバナンス分野の目標		グローバルな SDGs との関連																
処方箋 9.1 SDGs達成に向けた制度の構築	A (国内) 国内に政策の一貫性を確保するための仕組みを導入する。																	
	B (国内) 地方自治体で SDGs を実施できるよう、必要な支援を行う。																	
	C (国内) 処方箋を議論する仕組みを構築する。																	
	D (国内) 政策を確実に実施するための官民を超えたパートナーシップを奨励し、そのための資金源を確保する。																	
	E (国内) 処方箋に書かれた政策の進捗を図るために指標を設定し、モニタリングする。																	
	a (国際) 発展途上国で SDGs の効果的実施およびそのための仕組み、統計的能力が構築されるよう支援する。																	
処方箋 9.2 SDGs達成に向けた資金の動員	b (国際) 国連および地域レベルでの SDGs 実施、およびフォローアップとレビューが効果的に行われるためのリーダーシップを発揮する。																	
	c (国際) 日本における SDGs 実施に関して得られた教訓や技術等を国際的に発信する。																	
	A (国内) SDGs 達成のために、領域横断的な政策が必要となる課題に対して、特に予算を確保する。																	
	B (国内) パートナーシップの促進により、SDGs 達成に向けた民間企業の活動・投資・イノベーション・資金の動員を強化する。																	
	a (国際) 発展途上国で SDGs が効果的に実施されるよう支援する。																	
d (国際) 開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 から 0.20 % にする (SDG17.2.)。	b (国際) パートナーシップの促進により、SDGs 達成に向けた民間企業の活動・投資・イノベーション・資金の動員を強化する。																	
	c (国際) SDGs の実施、およびフォローアップとレビューが効果的に行われるための多国間および二国間資金援助を強化する。																	
	d (国際) 開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 から 0.20 % にする (SDG17.2.)。																	

出典

1. UN (2015a) *Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development*. United Nations.
2. UN (2015b) "Global Sustainable Development Report (2015 edition)"
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/1758GSDR%202015%20Advance%20Unedited%20Version.pdf>
3. フランス：エコロジー・持続可能な発展・エネルギー省ホームページ
<http://www.developpement-durable.gouv.fr/>
4. マルタ共和国：持続可能な発展・環境・気候変動省ホームページ
<https://www.gov.mt/en/Government/Government%20of%20Malta/Ministries%20and%20Entities/Pages/sus-dev,-env-and-climate-change-portfolio.aspx>
5. ルクセンブルグ：持続可能な発展・インフラストラクチャー省ホームページ
<http://www.guichet.public.lu/entreprises/en/organismes/ministere-dev-durable-infrastructures/index.html>
6. Bäckstrand, K. (2006) "Democratizing Global Environmental Governance? Stakeholder Democracy after the World Summit on Sustainable Development," *European Journal of International Relations* 12 (4): 467-498.
7. Partnership for SDGs ホームページ Partnerships engagement for the Sustainable Development Goals
<https://sustainabledevelopment.un.org/partnerships>
8. 内閣府 (2015) 「PFI の現状について」
http://www8.cao.go.jp/pfi/150508_pfi_genjyou.pdf
9. 独立行政法人国際協力機構 (2015) 「国際協力機構年次報告書 2015」
<http://www.jica.go.jp/about/report/2015/index.html>
10. OECD ホームページ Official Development Assistance 2014
<http://www.compareyourcountry.org/oda?lg=en>

(注：ウェブサイトの最終アクセスは 2015 年 12 月)

X を含む処方箋リスト

各項目について 2030 年の日本の中期政策がないものや、世界全体での目標はあるが日本はその中でどれだけの目標をもつべきかについて方針がない場合などについて、当処方箋では X をつけて示しています (X%、X 人、など)。以下の項目は、世界の中の日本の役割や責任などを勘案しながら、これから議論をして国内目標や対応を決めていく必要があるものをまとめたものです。議論の進め方については、「ガバナンス」の処方箋が重要な示唆をあたえてくれるでしょう。

処方箋番号		内 容
1.1	A	2030 年までに日本の相対的貧困率、子ども貧困率を X% 以下にする。
	B	2020 年までにフリーター数を 2003 年の 217 万人から 124 万人以下にし、2030 年には X 人以下にする。
1.2	C	第 1 子出産前後の女性の継続就業率を現状の 38% から 2020 年までに 55% にし、2030 年に X% に高める。
	D	2030 年までに日本の子ども貧困率を X% 以下にする。
2.1	A	2030 年までに単位面積あたり化学肥料使用量および農薬使用量を X% 以下に抑える。
	B	2030 年までにエコファーマーの認定数を X 件に拡大する。
	C	2018 年までに有機農法の面積シェアを 1.0% 以上に、2030 年には X% にまで拡大する。
	D	2030 年までに畜産分野で成長促進等の目的で使用される抗生物質を X% 削減する。
	E	2030 年までに農業分野の温室効果ガス排出量を X% 削減する。
2.2	C	2030 年までに小売・消費段階の一人あたり食品ロスを半減もしくは X% 低下させる。
2.3	B	食料自給力については、2030 年までに、現在想定されている食料消費パターンにおいて、それぞれ Xkcal/ 人・日を確保する。
3.1	A	2020 年までに健康寿命を 1 年、2030 年までに X 年延伸する。
	B	2020 年までにメタボ人口を 2008 年比 25% 、2030 年までに X% 削減する。
	C	2020 年までに健診受診率（40 から 74 歳）を 80% 、2030 年までに X% にする。
3.2	A	2030 年までに人口 10 万人あたりの自殺死亡率を X% 減少させる。
	B	2030 年までに過労死数を X 人以下に削減する。
3.4	A	2030 年までにすべての人に、公平で質の高い医療・介護サービスを提供する。また、2025 年までに介護人材を 248 万人、2030 年までに X 人確保する。
4.1	B	2030 年より前の X 年までに私立校も対象とした高校授業料完全無償化を実現する。
	D	2030 年までに公財政教育支出の対 GDP 比を X% に引き上げる。
5.1	A	25 から 44 歳の女性就業率を 2020 年までに 73% に、2030 年までに X% にまで高める。
	B	第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 2020 年までに 55% に、2030 年までに X% に高める。
	C	男性の育児休業取得率を 2020 年までに 13% に、2030 年には X% に高める。
	F	2030 年までに女性が家事・育児等に費やす時間が男性の家事・育児等に費やす時間の X 倍を超えないよう にする。
5.2	A	社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度とし、2030 年には X% 程度にまで高める。
5.3	B	X 年までにすべての都道府県において性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示し、相談を行っている男女共同参画センターを 1 つ以上設置する。
	C	2030 年までに市町村における配偶者暴力相談支援センターの数を X 力所にまで拡大する。
	D	X 年までに警察官、医師、看護師、弁護士、カウンセラー、教職員等、男女間の暴力や性犯罪被害を支援する関係者向けの研修制度を確立する。
6.1	A	災害による 10 万人当たり死者数および被災者数を、2030 年までに X 人以下に引き下げる。
6.2	A	土壤を保持し水を育む機能が良好に保たれる森林の割合を 2018 年までに 78% とし、2030 年には X% に高める。
	D	2020 年までに環境基準達成率をそれぞれ（河川：X%、海域：X%、湖沼 X%）にまで高める。
6.3	A	2030 年までに使用している水道水の水源や使用した排水の行き先についての認知度を X% 以上に高める。
	C	2030 年までに市民による水質モニタリングの参加者を X% 増加させ、地域の水環境や生態系に詳しい、市民科学者を X 人育成する。
6.4	b	上記目標を達成するため、2030 年までの水と衛生問題の ODA の X% 以上を我が国が拠出する。
7.1	A	2030 年までに世界のエネルギー効率の改善速度を倍増させる目標に貢献するべく、国内の年間平均一次エネルギー効率改善率 X % / 年以上を達成する。
7.2	A	2030 年までに我が国の一次エネルギー / 最終エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合を X% へと拡大させる
7.4	A	資源生産性を 2020 年までに 46 万円 / トンに、2030 年には X 万円 / トンにまで高める。
	B	循環利用率を 2020 年までに 17% に、2030 年には X % にまで高める。
	C	最終処分量を 2020 年までに 1,700 万トンに 2030 年には X トンにまで削減する。

持続可能な発展目標とターゲット

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスなどを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶

する。

- 3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。
- 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定) 及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4 . すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 國際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各國法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030 年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7% の成長率を保つ。

- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 力年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摶的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摶的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各國の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030 年までに、各國の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、

成果の不平等を是正する。

- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
 - 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
 - 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
 - 10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3% 未満に引き下げ、コストが 5% を越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り

込むよう奨励する。

- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てるなどを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する注¹。
- 14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための

法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

注1 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の機能を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 國際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030 年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徵税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ~ 0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力を通じて、開発途上国における効果的かつ的をしづつた能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

（「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」外務省 仮訳より）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



謝辞

当処方箋をまとめるにあたり、稻場雅紀氏（動く→動かす）、沖大幹氏（東京大学）、黒田一雄氏（早稲田大学）、黒田かをり氏（CSO ネットワーク事務局長・理事）、高柳彰夫氏（フェリス女学院大学）、富本幾文氏（山口大学）、西岡秀三氏（地球環境戦略研究機関）、肱岡靖明氏（国立環境研究所）、Beyond MDGs Japan 関係者および環境省、外務省の関係者の方々に、多くの有益なご助言を頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

2016年1月発行

POST2015プロジェクト（S-11）、「SDGs達成に向けた日本への処方箋」、POST2015レポート、2016年

プロジェクトメンバー

Project On Sustainability Transformation beyond 2015

アドバイザリーボード

	西岡 秀三	地球環境戦略研究機関
	黒田 かをり	CSOネットワーク
	富本 幾文	山口大学
	植田 和弘	京都大学

S11-1 資源環境制約下の開発・成長の方向性と目標及び効果的ガバナンスの提示

プロジェクトリーダー/ テーマリーダー	蟹江 憲史	慶應義塾大学
プロジェクト幹事	小坂 真理 梅澤 華子 古賀 真希 中川 唯 早川 有香 元木 悠子 内藤 彩	慶應義塾大学 慶應義塾大学 東京工業大学 東京工業大学 東京工業大学 みずほ情報総研株式会社 みずほ情報総研株式会社
	Frank Biermann Oran Young Peter Haas Arild Underdal Steinar Andresen Måns Nilsson Joyeeta Gupta Steven Berenstein Marc Levy Marcel Kok László Pintér Dora Almassy Laurence Tubiana Tancrède Voituriez Ruben Zondervan Lynn Wagner Pamela Chasek Faye Leone Kate Offerdahl 阿部 直也	ユトレヒト大学、 Earth System Governance Project カリフォルニア大学サンタバーバラ校 マサチューセッツ大学アマースト校 オスロ大学 Friftjof Nansens Institutt ストックホルム環境研究所 アムステルダム大学 トロント大学 コロンビア大学 PBL Netherlands Environmental Assessment Agency 中央ヨーロッパ大学 中央ヨーロッパ大学 パリ政治学院 パリ政治学院 Earth System Governance Project、 ルンド大学 International Institute for Sustainable Development (Canada) International Institute for Sustainable Development (Canada) International Institute for Sustainable Development (Canada) International Institute for Sustainable Development (Canada)
	Andante Hadi Pandyaawargo Yunus Fransiscus George William C. Hong 榎原 友樹 越智 雄輝 吉川 実	東京工業大学 University of Surabaya De La Salle University 株式会社イー・コンザル 株式会社イー・コンザル みずほ情報総研株式会社
サブテーマリーダー	亀山 康子 田崎 智宏	国立環境研究所 国立環境研究所

S11-2 資源環境制約の観点からの目標と指標の提示

テーマリーダー	馬奈木 俊介 中村 寛樹 玉置 哲也 鈴木 政史 池田 和弘 草郷 孝好 原 圭史郎 上須 道徳 橋本 征二 天野 耕二 島田 幸司 吉川 直樹 村上 進亮 醍醐 市朗	九州大学 九州大学 九州大学 上智大学 日本女子大学 関西大学 大阪大学 大阪大学 立命館大学 立命館大学 立命館大学 立命館大学 東京大学 東京大学
---------	---	--

S11-3 開発の観点からの目標と指標の提示

テーマリーダー	北村 友人 西村 幹子 Mark Langager 佐藤 真久 川口 純 Brent Edwards 林 真樹子 山崎 瑛莉 興津 妙子 八木 恵里子 荻原 崇世 James Williams 山本 太郎 春日 秀文 鎌目 雅 Ali Kharrazi	東京大学 国際基督教大学 国際基督教大学 東京都市大学 大阪大学 東京大学 東京大学 東京大学 東京大学 東京大学 名古屋大学 ジョージ・ワシントン大学 長崎大学 関西大学 東京大学 東京大学
---------	---	---

S11-4 持続可能な開発目標実現のためのガバナンスの研究

テーマリーダー	森 秀行 Eric Zusman 吉田 哲郎 Simon Olsen 宮澤 郁穂 山田 高敬 Robert Lindner Casey Stevens 蟹江 憲史 梅澤 華子 中川 唯 小林 光 白 迎玖 森田 香菜子 清水 規子 森 晶寿	地球環境戦略研究機関 地球環境戦略研究機関 地球環境戦略研究機関 地球環境戦略研究機関 地球環境戦略研究機関 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 国際連合大学サステナビリティ高等研究所 慶應義塾大学 慶應義塾大学 慶應義塾大学 慶應義塾大学 京都大学
---------	---	--

2015年6月現在

